

第 11 日目（12 月 19 日）

○議 長（関 常幸君） おはようございます。大雪の中、傍聴においでくださいます。ありがとうございます。

○議 長 散会前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は 26 名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、副市長から葬儀のため午前中欠席、病院事業管理者から公務のため欠席、大和市民センター長から通院のため欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

〔午前 9 時 30 分〕

○議 長 ここで建設部長から発言を求められておりますので、これを許します。建設部長。

○建設部長 おはようございます。12 月 15 日月曜日以降のきょうまでの雪害関係につきまして、ご報告をさせていただきます。本日 9 時現在の積雪量でございますが、大和庁舎 148 センチメートル、本庁舎 163 センチメートル、塩沢庁舎 175 センチメートルでございます。

雪害関係の状況でございますが、住宅の雪おろし作業中のけがが 1 件、家庭用除雪機械使用中のけがが 1 件、計 2 件いずれも軽傷でございます。

なお、今冬の人的被害は今週の 2 件を含みまして 6 件発生しております。重症 1 名、軽傷 6 名となっております。建物関係でございますが、積雪によります農園のパイプハウス半壊が 2 棟、一部損壊が 7 棟、計 9 棟となっております。

なお、市道の除雪状況でございますが、きょうから機械除雪路線及び消雪パイプ路線の拡幅作業に入っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議 長 本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 5 号丸正のとおりといたします。

○議 長 日程第 1、第 101 号議案 新潟県市町村総合事務組合理約の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 おはようございます。それでは 101 号議案についてご説明を申し上げます。本案は新潟県市町村総合事務組合理約の変更につきまして、地方自治法第 290 条の規定に基づきまして議会の議決をお願いするものでございます。

ご存じかと思いますが、新潟県市町村総合事務組合は、当市を含む 30 の市町村、全市町村でございます。21 の一部事務組合及び 1 つの広域連合の計 52 の団体で構成されております。一部事務組合でございます。主な業務といたしましては、地方自治法の規定に基づく組合、市町村等の常勤の職員の退職手当、本案に係ります地方公務員法の規定に基づく公平委員会や職員の採用試験それから研修など、16 の事務を共同処理している一部事務組合でございます。

このたび、見附市さんそれから三条市さんほか 3 市 1 町で、福祉型障がい児入所施設「まごころ学園」の管理運営等を共同処理しております一部事務組合、新潟県中越福祉事務組合さんが公平委員会に関する事務につきまして、単独処理と比較いたしますと委員構成それか

ら事務局体制が充実しておりまして、処理事務の専門性も高まってより公平性が確保されるということから、共同処理する事務に加入したいということで規約を変更したいものでございます。

変更内容でございますが、議案の3ページをご覧くださいと思います。規約変更の新旧対照表でございます。改正案のほうの別表2、共同処理する事務及び組合市町村等の表でございます。共同処理する事務で公平委員会に関する規定は、表中の2の項、地方公務員法第7条第3項、人口が15万人未満の市町村及び地方公共団体の組合には公平委員会が置かれるという規定がございますが、それに基づく公平委員会の設置及びその下3の項にあります地公法の第8条第2項、職員の給与、勤務時間等の勤務条件に関する措置要求の審査、判定、不利益処分についての不服申し立てに対する裁決、決定等の事務を処理するという規定に基づく公平委員会の権限でございますが、この2の項及び3の項の共同処理事務に加入する組合、市町村等に、それぞれ先ほど申し上げました「見附市」、「新潟県中越福祉事務組合」を加える規約の変更でございます。

1ページに戻っていただきます。組合規約の一部を変更する規約は、今ほど説明申し上げた内容でございますし、附則といたしまして、本規約を平成27年4月1日から施行させていただきます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第101号議案 新潟県市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第101号案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第2、第102号議案 南魚沼市総合計画審議会条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 続きまして第102号議案についてご説明を申し上げます。本案は市長がこのたびの所信表明で申し上げたところでございますが、今年度末で設置期間満了となります大和地域、塩沢地域の両地域審議会につきまして、地域審議会の委員の皆様からも当然ながら

ご意見をいただきながら検討を重ねまして、期間延長をしないことで方針決定をさせていただきました。

つきましては、本改正条例の附則で設置に関する告示を廃止とさせていただき、今後も市民の声を聞く場を確保していくために、総合計画審議会の人数を増員させていただきたいものでございます。

改正内容でございますが、議案の3ページ新旧対照表をご覧くださいと思います。条例第3条第1項に委員数につきましての規定がございます。現行の12人以内を「15人」以内ということで、3名の増員をさせていただきたいものでございます。

1ページに戻っていただきます。今ほどの改正に係る改正文は記載のとおりでございますし、附則といたしまして、第1項は本改正条例の施行を来年度平成27年4月1日からとさせていただきますのでございます。

第2項は、本改正条例の施行によりまして増員となります委員の1期目の任期の特例を規定したものでございます。審議会条例の第4条第1項で委員の任期を定めておりますが、通常でございますと2年でございます。このたび増員に係る委員の任期につきましては、現行委員の任期と同じく「平成28年3月31日」とさせていただきますのでございます。

第3項でございますが、冒頭に申し上げましたとおり、地域審議会の設置に関する告示の廃止でございます。第1号、第2号が大和地域審議会、第3号及び第4号が塩沢地域審議会につきまして、設置及びその期間、所掌事務等を定めた協議書を締結してございますが、それについて廃止をするものでございます。

なお、このたびの条例改正の提案につきましては、先の12月4日に開催されました平成26年度第2回総合計画審議委員会に報告いたしまして、委員の皆様からは了承をいただいているところでございます。また、増員の委員につきましては公募を予定しているところでございます。1月15日から2月20日の期間で公募をする予定で、ただいま考えているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長 質疑を行います。6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 先日の総合計画審議会を傍聴させてもらいまして、大変活発な委員の意見が出ていました。地域審議会がなくなるということであれば、増員というのは、私は異論があるわけではないし、むしろ15人ぐらいで活発にやっていただきたいという意見があるのですけれども、附則の3の審議会の廃止につきまして、ちょっと参考までに聞かせていただきたいのです。地域審議会は、合併によりまして3町の融和そしてまた2町の公平感を保つという意味合いがあったのでしょから、この時期で役割が終わったというのは、私は理解できるのでそれはいいのです。けれども、それにかわるこの地域の方々が、よりまた地域として自分たちの地域を考える、地域コミュニティーの延長線みたいな、そういう考え方がいいですか、市長が求めているようなそういうまちづくり協議会の拡大方向みたいな形で地域審

議会を発展的に変えていくという、そういう考え方というか発想は、審議会廃止に伴ってなかったのか、あったのか。そしてそういう考え方というのは今後あるのかということだけをちょっと参考までに聞かせていただきたい。

○議 長 総務部長。

○総務部長 両地域審議会の中では、今、議員さんが言われるような点での具体的な審議といたしますか、意見等はございませんでした。ただ、議員さんが言われた部分が、地域審議会委員の皆様も、いわゆる最終的には総合計画につながるような地域づくり等を進めている中での意見等をそれぞれ出す、採用するというような形を、より鮮明といたしますか強化していただきたいということで、各地域でのコミュニティーまで広げたという形での意見、それから協議関係はございませんでした。以上でございます。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 関連でありますけれども、まずお聞きしたいのは、委員の数を15名ということでありますね。この15名というのはどのようなお考えで15としたのかという部分をお聞きします。

もう1点は、地域の声を総合計画に反映させるということでの総合計画であるとするならば、今回3人の公募ということになると、大和、塩沢地域に限っての公募というのであれば、総合計画審議会の委員の本来の目的はそうではないわけですから、そこら辺がどうなのかというのがあります。全体的に見て総合計画審議会自体が、市全体の総合計画ではどうなのか。地域について、おら方はこれが足りないからこうしてくれという意見を集めたような審議会ではないと私は思っておりますけれども、人数が15名ということと、増やした3人の公募ですね。それがどういう地域を考えての公募なのかということをお聞きしたい。

○議 長 総務部長。

○総務部長 まず、3名の増員についてですが、これもやはり大前提となるのは、塩沢、六日町、大和という3地域がございます。それから議論をしていく中で、今現在12人ですが、やはり余り多くなったところでの審議というのは、大変まとまりがなくなる懸念もございません。最高でいっても20名までいくとやはり意見の集約という部分で、かなり懸念が生じる場合があるということで、そうした中で絞っていったのが3地域各1名ということではございませんが、その部分で3名。15名になると、今の12名の審議体制を踏まえた中では3名増でも、先ほどもちょっと6番議員さんのほうから活発な意見があったということですが、そういった審議状況の良好な環境状態を保っていける数というふうに判断したのが3名でございます。

それから、公募につきましては当然全地域ということで、何々地域といった公募は予定しておりません。以上でございます。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 102 号議案 南魚沼市総合計画審議会条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 102 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 3、第 103 号議案 南魚沼市職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは、103 号議案についてご説明申し上げます。本案は新市立病院、南魚沼市民病院の設置に伴いまして、ゆきぐに大和病院と 2 つの市立病院を来年度から運営していくこととなりますことから、病院事業部局の職員定数を増員させていただきたいものでございます。

改正条例の内容でございますが、議案 3 ページをご覧くださいと思います。議案資料の新旧対照表でございますが、本則の別表でございます。病院事業部局の職員につきまして、現行の 235 人の定数から 45 人増員の「280 人」とさせていただき、計の部分、南魚沼市の一般職の総職員定数でございますが、現行 1,038 人を「1,083 人」に改正させていただきたいものでございます。

1 ページに戻っていただきます。ただいま申し上げた内容の改正文は記載のとおりでございます。附則といたしまして、この条例につきましては、来年度平成 27 年 4 月 1 日から施行させていただきたいものでございます。

なお、医師それから看護師等の必要職員数につきましては、予想される外来患者数それから許可申請病床数、現在ですと南魚沼市民病院が 140 床、ゆきぐに大和病院 40 床ということでございますが、それらをもとに配置基準等を定める医療法施行規則、条数で言いますと第 19 条になりますが、そこに定める基準により算出しているところでございます。その概要につきましては病院事務部長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 それでは、病院事業部局の定数の改正に伴います人数の算定につきましてご説明を申し上げます。算定の積算の根拠及び算定の前提ということでもまず何点か申し上げます。今ほど総務部長から説明がありましたように、医師、歯科医師、看護師、薬剤師、栄養士につきましては、医療法施行規則第 19 条 1 項から第 5 項に基づいてそれぞれ算出

をするものでございます。これは先ほどありましたように、病床数、患者数等から一定の計算式がございまして、それに数値を入れて計算するものでございます。

次に当初取得を予定しております施設基準を満たす人員とするということでございます。施設基準は、どのような体制、内容の医療を提供するかということでございますし、それによりまして診療報酬が算定をされてくるということでございます。入院一般病棟それから回復期リハビリ病棟等により計算をするということでございますし、外来やリハビリの基準等で算定をするということでございます。それから2つの市立病院を運営する上で交代制勤務がございまして、交代制勤務が確保できるようにということで、その最低限の職員数を計算しております。次に新市民病院では回復期リハビリ病棟等も考慮しておりますので、そちらも検討して計算した内容ということでございます。

次に病院経営を考慮しまして、委託可能な業務は委託へ、臨時職員で対応できるところは臨時職員でということも含めて計算をしております。看護師につきましては、産休、育休者が毎年ございますので、そちらは7人を想定した人数ということで計算しております。

それでは具体的に数字を申し上げますが、12月1日現在職員数と再編当初の運営上必要な人数、それから将来的な必要人数ということで申し上げます。医師につきましては……〔何事か叫ぶ者あり〕

○議 長 休憩いたします。

[午前9時54分]

○議 長 休憩を閉じて続行いたします。大和病院事務部長。

[午前10時00分]

○大和病院事務部長 それでは、引き続き説明を申し上げます。医師は現在15名でございます。再編当初は20名ということでございます。将来的には計算上26名ということでございます。薬剤師につきましては現在7名、それから再編当初は9名が必要ということですし、将来的には11名でございます。看護師、保健師につきましては現在135名でございます。再編当初が150名になります。将来、定数としまして155名を見込みます。医療技術職員は現在50人です。それから再編当初は60名でございます。将来的には65名を予定しております。

その他、事務職、現業職ですが、現在は22名でございます。再編当初は25名を予定しておりますし、将来的には増減がありまして20名ということでございます。合わせまして現在232名、再編当初267名、それから将来的には280名ということで計算をしているところでございます。今の数値につきましては、後ほど資料を用意したいと思います。よろしく願いいたします。

○議 長 質疑を行います。18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 やはり説明は資料があつてしかるべきだと思います。そうした中で、今の説明の中で委託できるものは委託、臨時対応できるものは臨時といった言い方をされましたが、その数字はこれのほかにさらに必要ということだと思うのですが、最低限の要するに正職の数と思いますが、それについて1点お伺いします。

もう1点は、今、賃金の問題等をいつも私申し上げますけれども、委託とか臨時とかを主体にどうか補完的に考えるということが、私は根本的に間違いではないかなというふうな考え方を持っています。必要な職員は必要な正職を満たしていくと。そして、そこで奮闘するという形でないと、同じ仕事をしていながら賃金の格差が出てくるということが往々にして出てくると思います。その辺が今後の自治体がやる問題としてみると、かなり加味していくべきものと考えますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 後段のほうですけれども、そういう考え方もあるかもしれませんが、例えば今、病院では医療事務とかは、城内診療所とかは全部委託しているわけですね。そういう部分は委託で別に何ら差し支えがあるわけではありません。

そして、やはり長期的にずっとこの人を確保しておかなければならない、この人数を確保しておかなければならないという部分については、それは正職という部分をきちんと考えますけれども、一般的に臨時と言われる皆さんにつきましては、補助的な部分あるいは繁忙期が見込まれる部分とかそういうことでやっているわけです。ただ単に安いから臨時で頼んでずっと過ごしておけなんていう考え方を持ってやっていることではありませんので、それはご理解いただきたいと思っております。

そして、やはり1人の正職員ということになりますと、給与の額が例えば同じだとしても共済の関係とかそういう部分で非常にある意味経費の削減にはなるわけでありますので、そういうことも考えながらやっていく。決して人権的にどうだこうだとか、同じ仕事をしているから同じ金を払うのかという、そういう議論に結びつけるようなことを我々はやっているつもりはございません。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 現在のゆきぐに大和病院でも、委託あるいは派遣でやっていただいている業務というのはございます。それは医事業務ですとか給食業務、清掃業務等々でございます。それはそちらのほうの方が効率もいいですし、当然専門知識といいますか、医療事務については知識、技術もいるということでございます。

今回は定数条例ということですので、当然でございますが正規職員の人数ということになります。そのほか今ほどの委託それから臨時職員については定数外ということですが、それは現在やっていますゆきぐに大和病院で運営している人数と、そうそう大きく変わるということは想定しておりません。若干増えるところはあるかと思いますが、そう大きく変わるということではございません。現在も委託の業務のほうに携わっている方、それから臨時職員につきましては、定数のほかということで運営をしております。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 経費の問題等を鑑みてということは、十分私もわかつての質問であります。特に自治体が営むこういった事業に関して、1つはやはり仕事場づくりだと私は考えますので、そうしてまた今問題となっている所得の向上。そうすることによって、その目的はとい

うことになれば、非正規は極力少なくしていくという方向をやはり自治体は持つべきはないかと考えますので、検討をしてそういった専門職を養成していく。そして、市としてきちんと経営ができるという方向を目指すのも1つの方法ではないかなと感じますので、極力そういった形で今後検討していただきたいということの注文をつけておきます。以上です。

○議 長 市長。

○市 長 職場づくりというご発言になりますと、これは別に公務員だけが職場ではないわけでありまして、今言った医療事務だってそれを運営している会社があるわけです。そこに仕事が回る、これがまさに職場づくりでありますので、公務員だけで囲ってこれが職場づくりだなんてことはできません。ですから、やれる部分についてはアウトソーシングとかそういうことはやはりやっていくべきです。それが本当の職場づくりだと思うのです。公務員になることだけが職場ではないわけですので、そういう面も含めて、別に無理なことをしようということではありませんけれども、それはひとつご理解いただきたいと思っております。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 先ほどの部長の説明でちょっとお伺いいたしますけれども、現在232名。現行の定数235名に対して232名ということでありましたが、再編時は267名になるということでありました。再編というのは6月1日を考えているのか、あるいは11月1日ということなのか、ちょっとその辺をお伺いします。

それから、再編時267名で条例が280名ということでありますけれども、ここでマイナスが出てきます。実際に集められた職員数で運営していく中で、140床、40床という体制で進むわけであります。要は医師の数、看護師の数等スタッフが集まらなかったというときに、市立病院群の経営ということ考えた場合に、診療報酬の部分でマイナス点が出てくるのではないかなという部分があります。そうすると定数に近づけるために最低267名というのを早期に280名にしなければならないのか。あるいはこの枠の中でずっといっても、今考えているような経営についてはそれほどマイナス算は出ないのかというところなのか、お伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 これはこの議案にもありますように、4月1日から施行するというものですから、別に6月が、11月がということではなくて、一番はやはり11月の新しい病院の開院に向けての体制をそのときからとっていくと、今からこれは準備を進めるということです。ですから、その間は例えば過剰といいますか——大和病院は今のまま199床でいくわけですし、それから新しい病院のほうは開院するまでの6月1日以降は、市の病院会計ではなくて一般会計の中でやっていくわけですがけれども、当然そこにも医師や看護師が必要ですから。とにかく今は足りないわけですがけれども、4月1日からこの数に近づけたい。その間で余剰分がもし出るとすれば、それはしかし一時は仕方がない、人員確保のために。そういう思いでやりますが、ただ、一番はおっしゃったように、医師がどの程度になるか。それで、

定年を70歳まで延長させていただいて、これは皆さんに議決をいただいたわけです。そういうことの中で、まずは医師です。医師が確保できなければ、看護師も何もほとんどこれはもう遊びになってしまいますから。そういう思いでやらせていただきますので、4月1日以降ということでご理解いただきたいと思います。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 今ほど市長が申しあげましたように、体制につきましては、4月1日から順次ということになります。人員ですので、一気に増やすということではできません。ですので、もう前から準備は進めているというか、この時点を想定しながらということを進めていますが、4月1日から順次採用等も行うということでございます。

数がそろわなかったということでございますが、医師につきましては、当初予定をしている人数を今目指して獲得活動を院長を先頭にほかの先生方も含めて鋭意進めているところでございます。はっきりした数字は申しあげられませんが、何人かはめどが立っているという状況でございます。

当然足りないというところも出てくることは想定されますが、その場合この20は、本来は常勤のことですけれども、計算の上でといいますか実際の運営上では、非常勤の先生方もカウントして計算をするということが出来ますので、そういうことで非常勤の先生方にもお願いをしながら診療を確保して運営をしていくということでございます。看護師もこの医療再編の中でなかなか厳しいということをご存じのことと思いますが、確保に努めているということと、不足するところは今ほどもありましたが臨時職員——看護師さんもフル勤務はできないけれども何時間かの勤務だったらできるという方もおられますし、看護助手もお願いをしますし、看護師にかわれるところは例えば臨床工学技師とかそういうところで補いながら運営をしていくということで、再編当初は、予定をしている、目的としている体制でいきたいということで今、努力をしているところでございます。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 了解をいたしました。再編時に予定している267名でありますけれども、この数が減らないように、担当課のほうも頑張っていたきたいと思います。終わります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第103号議案 南魚沼市職員定数条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 103 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 4、第 104 号議案 南魚沼市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、104 号議案 南魚沼市国民健康保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。厚生労働省社会保障審議会医療保険部会答申に基づきまして、健康保険法施行令等の改正が行われることから、国民健康保険条例の一部を改正するものです。それでは改正内容を資料として添付しました新旧対照表で説明をさせていただきますので、議案の 3 ページをお開きいただきたいと思います。

現行条例の第 5 条、出産育児一時金の改正です。出産育児一時金の額は、現行 39 万円を 1 万 4,000 円引き上げ、「40 万 4,000 円」に改正するものです。厚生労働省が行った出産費用調査の結果、全国平均の出産費用が 39 万円を上回っていることを理由に引き上げられるものでございます。

なお、第 5 条第 1 項のただし書き、健康保険法施行令第 36 条につきましては、産科医療保障制度の掛金、保険料ですけれども、こちらの額を基準として 3 万円を限度に加算することができるという規定になっております。市長はこの政令を勘案して規則——こちらの規則につきましては、南魚沼市国民健康保険出産育児一時金支払規則を定めておりますが、こちらの規則で加算することとしています。この掛金額がこのたび社会保障審議会医療保険部会の承認により現行 3 万円から 1 万 6,000 円に減額されます。これを受けて、本条例改正と同時に規則につきましても 1 万 6,000 円に改正いたします。したがって、出産された被保険者に支給される総額は 42 万円に変更ありませんが、産科医療保障制度の掛金の額が 1 万 4,000 円減額となることから、差し引き額は 1 万 6,000 円。こちらにつきましては実質的な増額となります。

それでは 1 ページに戻っていただきまして、附則の第 1 項、施行期日としましては、平成 27 年 1 月 1 日からを予定しております。第 2 項経過措置としまして、施行日前に出産された場合は従前の 39 万円が支給されます。規則についても同様となります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 内容はわかりましたし、そういうふうな条文の法令に従ったというのはわかりますけれども、ちょっと私が心配なのは 5 条の後段のところ。掛金の引き下げによる加算ですよ、3 万円を上限として加算するものとして、条文自体はそのままにしながら規則のほうで 1 万 6,000 円ということにするわけ。これは今まで条例と規則で 3 万円、3 万円となっていたと思うのですが、今度は規則で 1 万 6,000 円になるということは、条例はこういうふうにしていて規則だけ——規則ですからここで多分、議会には今後、出ないと思うのですけれども、その 1 万 6,000 円というのが状況によってどんどん規則の中で 3 万円を限度とすれば下がっていくという考え方で仕方がないというか、よろしいのですか。そ

こだけ確認したい。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 今ほどの件につきましては、現行は3万円ということになっております。それを今回審議会の答申に基づいて掛金のほうが引き下げになりましたので、市の規則といたしましても、その額まで下げるということです。確かに今、議員がおっしゃるとおり、3万円という条例のほうはそのままにしてありますけれども、規則のほうでその金額を今回市長のほうで下がった分だけは下げるという規則を施行したいというふうに考えております。今後につきましてもこの掛金につきましては、情勢によって上がったりがったりをいたします。それに合わせて規則のほうにつきましても、条例を改正することなく規則のほうで国の審議会の答申に合わせた額にさせていただきたいと、そのように考えております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 今の部分でございますけれども、掛金下がったということはそれだけ件数も多分少なかったと私は思っているのですけれども、医師にとってみれば産婦人科というのはかなりこの部分が、医師自体がかなり感じる部分でございますが、実際、当市において近年そういう事例等があったのかどうか。それだけちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 知る限りでは、当市で該当になったということは承知しておりません。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第104号議案 南魚沼市国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第104号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第5、第105号議案 南魚沼市立学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 それでは第105号議案 南魚沼市立学校設置条例の一部改正についてをご説明申し上げます。

平成20年11月、南魚沼市学区再編検討委員会の答申を受け、地域での意見交換会を実施

しながら城内、大巻、五十沢中学校の統合について進めてまいりました。中学生という多感な成長期に適度の集団の中で人間性や生きる力、社会性が育まれていくことが望まれております。平成30年4月の開校に向けて、関係諸機関と連携を図りながら取り組んでおりますが、より円滑な事業推進を図るため、南魚沼市立学校設置条例の一部を改正し、名称を定めるものでございます。

3ページの新旧対照表をご覧ください。右の現行別表第2（第1条関係）の城内中学校、大巻中学校、五十沢中学校を左の改正案、八海中学校、南魚沼市上原129番地6に改正したものでございます。

1ページにお戻りください。附則といたしまして、平成30年4月1日から施行したいものでございます。

新中学校の名称につきましては、南魚沼市立城内・大巻・五十沢中学校統合協議会におきまして、校名の公募、アンケート等を行いながら検討してまいりました。地域にそびえる八海山、この「八海」という名称は、統合する3中学校の校歌に使われ、また他市の学校の校歌にも使われるなど多くの地域から親しまれております。この親しみある名称は八海山の頂に見守られているこの地区の校名にこそふさわしいということから、新たな中学校の名称を「南魚沼市立八海中学校」としたいものでございます。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第105号議案 南魚沼市立学校設置条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第105号案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第6、第112号議案 南魚沼市農作物・特産品直売所の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 第112号議案 南魚沼市農産物・特産品直売所の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。直売所につきましては、平成27年3月をもって指定

管理期間が満了となりますので、次期指定管理者を指定するものでございます。

1 ページの議案をご覧ください。施設の名称は、南魚沼市農産物・特産品直売所でございます。指定管理者に指定する団体は記載のとおり、しおざわ農業協同組合で、指定の期間は平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

指定管理者候補団体の募集及び選定の経過についてご説明をいたします。まず、指定管理者の募集の案内につきましては、8 月 15 日号の市報及び市のホームページに掲載して、9 月 1 日から 9 月 30 日までの 1 か月間を募集期間として募集したものでございます。9 月 19 日に指定管理者の募集の説明会を行いまして、3 団体から参加がございました。最終的にこの説明会に参加をされた 3 団体から申請があったものでございます。その後、申請 3 団体によるプレゼンテーション、あるいは書類審査を経て、指定管理者の選定審議会から答申がなされ、指定管理者候補団体の選定を行って、今回の提案に至ったものでございます。

申請された 3 団体につきましては、それぞれ得意分野を生かした管理計画ということになっておりまして、3 者ともにそれぞれ魅力ある部分あるいは課題となる部分を有しておりますけれども、全体的な指定管理業務を評価する中で今回提案の、しおざわ農業協同組合を候補者として選定を行ったところでございます。

3 ページ以降に資料として、候補団体の直売所運営の事業計画及び収支計画書が添付されておりますのでご覧ください。3 ページには管理の基本方針及び施設の概要が記載されております。条例に定める直売所の設置目的の達成のために効率的な運営をするということとなっております。4 ページの業務内容につきましては、維持管理業務それから事業の運営業務というふうに分かれております。

5 ページ、6 ページは収支計算書でございます。平成 28 年度以降については 5 %ほどの収入の伸びを見込んでおる計画となっております。なお、収支計画書では指定管理料がゼロというふうになっておりますが、申請段階では市へのいわゆる利益還元として指定管理料なしで自主的に運営するという提案でございましたが、審査の段階でしおざわ農協さんのほうからは、市から指定管理料を含めた収入合計から支出合計を引いて利益が出た場合についてはその 30%を上限にして市と協議の上、市へ利益の還元をしていただくということを確認しております。

7 ページは団体の概要となっております。このページの主な事業欄の上から 5 行目の中ほどに、必要などという前にちょっとミスプリントで文字化けしている部分がございましたので、大変申しわけございませんが削除をお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いをいたします。

○議 長 質疑を行います。6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 今、経過を聞きまして、3 者応募があつてプレゼンをやったり選定委員会で決めたということで、この部分については私も異論はありませんけれども、直売所のこのところが受けた後の運営についてちょっと聞きたいのです。先日の一般質問でもこの部分

を質問したのがありまして、その上引き続いてというつもりもないのですが、極めて直売所に前向きな考え方ということでお聞きいただきたいのです。

条例をちょっとコピーしてきたのですけれども、条例の中では地域の農産物と特産品の提供を行うことによって、市民と都市生活者の交流を促進、そして農業、商工業、観光の連携する拠点として基盤整備もしながら、地域産業の振興、活性化に資するということですよ。そのので直売所をやると。今度は規則の中で、直売所に農産物の出荷を希望する人は、南魚沼市農産物直売所協議会に加入しなければならないということです。ある程度の審査はあるのでしようけれども、加入すればここで販売ができるのかというところをまずお聞かせいただきたい。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず加入ということが、前提であります。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 また一般質問のほうへちょっと話がいつてしまうのですけれども、そういう中で問題はやはり、南魚沼産コシヒカリの販売が非常に多いということで、これは喜ばしいことです。けれども、一般質問の中にもありましたように、ではそういう趣旨でできた直売所、そして出店したい人は協議会に前提として出す。そして何らかの審査を受けるのですけれども、私は知らなかったのですが、米をJAしおぎわだけが出しているということですが、出したい人はではどうなるのかということです。申請して審査を受ければそれで通るのかということが、私も気になるところです。

それで、今回の配られた農協の方針の中を見ましても、方針の3ですか、直売所は公の施設であるので、施設の主たる利用者である生産者組織の運営及び計画的な生産そしてまた農産物の育成等に支援していくと、平等な利用が可能になるように努めると、そういうように方針もJAしおぎわのほうも入っているのです。ということになると、その辺を組み合わせると、直売所での主な、私どもも市も力を入れている米の販売がしおぎわ農協に限らず、一般質問にもあったように広く農産物を地域、そしてまた地域外にもPRしていくべきではないかと私は思うのですけれども、その辺のシステムというか流れをもう1回説明いただきたい。

○議 長 市長。

○市 長 先般の牧野議員の一般質問にもそういうことがありましたが、結局、今言ったように協議会にまず入ってもらうことですね。入っていただければ——どういう審査があるか私はわかりませんが、それで別に何のあれはないわけです。ただ、単発的に売ってくれ、売ってくれ、これは困りますと。それから先般の牧野議員の部分は、ちょうど米が金賞という食味ですばらしい成績を上げた、そういうのを例えば限定的に1か月とか10日とか、量もこれだけ限る。それはそれで私はいいと思うのです。だけれども、今度は売る方は、結局そこで売りますから全部管理をきちんとしなければならないわけです。トレーサビリティというのはもう今は当たり前のことですよ。その辺がどうなるのかというのは我々に

はちょっとわかりませんので。結局、自分で受けて、人のものを全部受け入れて売った。売ったけれども何か例えば中に異物が入っていたとか、それは、一発でそのもう、その米だけではなくてその地域というか、直売所全体がもう大変な打撃をこうむるわけですので、そういう管理をきちんとしなければならぬということが一番の理由のわけであります。

ですので、協議会に入っていただくのはどうぞ——どうして入るかは私はちょっとわかりません——ですから、そこに入っていれば何の支障もないわけですね。ですので、農協だけ、農協だけということではなくて、売ろうと思う皆さん方は。ただ、地域の中では農協さんが扱っている米が圧倒的に多いわけですね。ですから、大多数の皆さんがそれで一応満足しているということだと思っています。それは個々にどうでもという人があれば、それは協議会のほうでやっていただければいいことであって、指定管理云々の中で、我々があしる、こうしろということは申し上げる部分でないということだけご理解いただきたいと思っております。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 そこまで話を聞かせていただければ理解もできますけれども。ただ、やはり出店しようとしている人は協議会ですか、そこへしなければならぬ。そこである程度の審査があるのでしょうから、管理というのはそこら辺の中での審査である程度できるのかなという思いもあります。私もどういう管理をしているかはわかりませんので、それはそれで置いておきます。

ただ、私は直売所については非常に大きい期待を持っていまして、例えば今あるものを販売するだけではなく、この地域の人たちがより広く利益を得たり、そしてまた新しい産業といますかそういうところに発展していく拠点になっていただきたい。となつて、話をちょっと聞いただけとやはり閉鎖的になってしまったのでは、そういう要素は閉ざされてしまふといえますか、とまってしまうような気がしたので説明させていただきました。ぜひ私は、発展的に、そういう面での拠点になるような直売所運営に心がけていただきたいと思っております。終わります。

○議 長 市長。

○市 長 おっしゃるとおりでありますので、別に閉鎖的ということではありません。例えば新しい商品を開発した、今度は協議会に入らせていただいてそこで売っていただくとか、それはそれで十分、受け入れをしないなんてことはありません。そういう方向でとにかく地域に広く、そして全国に広く、南魚沼市の使命も含めて、食品も含めたそういうものを広く周知してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 指定管理料がゼロということですが、実質的にこれだけの施設を維持管理していくということになると、何らかの出費が必要だと思っておりますが、それも一切含んでということになるのか。細かいことを申し上げますと、トイレトペーパーであろうが、ある

いは掃除委託があるとすれば清掃、それから冬の除雪、消パイの維持管理、井戸、電気料等、そういった市としてどの程度見込んでいるのか、あるいは一切それがこの委託費に含まれているのか。その辺をひとつお聞きします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 先ほども説明しましたがけれども、当初の申請段階では市からの指定管理料なしで、その分が自分たちで自主的に運営しますよと。ですから、その分がいわゆる市への利益還元ですよというようなことであつたわけですがけれども、最終審査の段階で、先ほど説明しましたように、指定管理料も含めて収入から支出を引いて利益が出れば市へ還元しますということですので、指定管理料につきましては月 30 万円ほど。いわゆる公共的な部分、休憩所、トイレ等の部分の管理料として月 30 万円、年間 360 万円ほどになるでしょうか、については支出をしておりますので、これについては今までどおりという考えで今のところおられます。そこからそれを含めて一切合財、駐車場というか、除雪とか電気料とかそういったものを含めて支出をしてもらった中で、収入が出れば市のほうへ利益を還元していただくという考えになっております。以上です。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 ちょっと確認しますが、月 30 万円の 360 万円は市として支出をすると。支出をするということは、収入に上げて、指定管理料なり委託費なりという形で上がらなければならぬと思うのですが、それが抜けているということですかね。

そして、非常に微妙なところですが、管理をしても施設自体に問題が起きて維持管理等とは別の経費がかかるということもあると思うのです。例えば消パイの向きが悪くて解けが悪いと。そして除雪に上がった、ああいう事故が起きたとこういうことも経験しているわけでありまして。要するに万全な状態で委託をお願いしたと、一切込みでお願いしたと捉えていいのか。どこからは市が持つものであるかというあたりが、どういうふうに定められているのかひとつお聞きしておきたいということです。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 先ほど説明しましたように、今ここに資料の中に出てくる収支計算の中では、JAさんのほうは当初は 360 万円は要りませんよと……（何事か叫ぶ者あり）それがいわゆる市への利益還元分ですよということで申請を出したわけですがけれども、審査の段階で市のほうもそれで固定してしまうという部分が出てきますので、いわゆるかかるものはかかる、もらうものはもらう、出すものは出す、その全体の中で経理をして収益が出ればその部分についての利益還元をするということです。いわゆるこの資料に載っているのは当初の段階でしたけれども、最終的にはそこに指定管理料、今のベースでいけば 360 万円という部分が入ってきて全体の経理をやっていくということになるかと思えます。

指定管理については、例えば施設の新設とかそういった大規模な修繕という部分が出てくれば、それは当然施設にかかわる部分もありますけれども、通常の運営をしていく中での小規模な修繕ですとか経費については、指定管理者のほうのそこを運営する経費の中で賄って

もらうということになっております。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 どうも、これは収支計画書は当初出された資料であるということでしたら、聞く前にこの説明をきちんとして——今までの説明でいくと、要するに市としてどれだけ維持管理費が必要か、予定しているかということがないものというふうに、ゼロというのは捉えるわけです。それが、聞いたら360万円は市としてはかかるものだからやるという話ですよ。ちょっと説明と私が聞いた内容と食い違っていませんか。

そして、新設とか、増設とかあるいは大規模な修繕以外は一切持ってもらうというところが、それは360万円を超えた部分という考え方ですか。もう1回お聞きします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 提案理由の説明の中で、その部分については補足というか説明をさせてもらったと私は思っております。当初この資料の中ではゼロだけれども、審査の過程の中で指定管理料を含めて収入は収入、支出は支出ということで、その利益が出れば30%の範囲内で利益を還元しますよということを確認しましたということで説明をさせてもらったと思っております。以上です。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 ちょっと関連しますが、3者応募があったという中で、JAしおざわさんの継続が妥当だということで決まったわけですけれども、今ほどの指定管理料云々、それから市のPRというように2点に絞ってJAしおざわさんに選定したという選定ポイントですね、その辺をもう少し説明いただければありがたいなと思います。

それから、休憩棟にペレットストーブが置いてあるのですけれども、都会の人から見ると非常に珍しいものだと思うのですが、余りPR的なものがないような気がするのです。もう少し雪国らしいこういうのがあるのだと、環境対策もやっているのだなという、もう少しそういうPRの部分も含めてやるような内容が、JAしおざわさんにあったのか、ないのか。その辺も説明をお願いします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 それぞれ3団体のプレゼン、審査等があってポイントということでございますけれども、いろいろな項目に、運営していく上で例えば経費の面、あるいは出荷、地域貢献とポイントがあって、それをそれぞれ審査員のほうで審査をして、最終的に総合的にJAしおざわさんが高かったということで、市長のほうに答申をしたということでございます。いわゆるこの部分が、このポイントがということではなくて、いろいろな上下がそれぞれ3団体に、先ほどの提案理由の中で言いましたけれども、それぞれ得意分野を生かしてこの部分は力を入れる、この部分はちょっと現実的ではないなとか、いろいろな審査の中の意見があって、それを総合的に決めたということでございます。

それから休憩棟については、これも当然混む時期、そうではない時期がありますが、大分あそこのところで休憩をされている方は現実に多ございます。ただ、やはり大きなスペース

でございますから、この辺については道の駅全体、今泉等を含めた中でその位置づけとしてうまく利用できるよとということ、連絡会の中でも利用とかそういったものを常に考えております。指定管理者のほうでも、その辺についてはどういうふうにしたらいいのかという部分は当然考えていますし、我々もその部分については、また提案できるものがあれば提案していきたいと思っております。以上です。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 ポイントにつきまして、3者出てきて「総合的に」と、また表現されるわけですが、やはり私もJAしおざわさんが何らだめだとかそういう意見ではないのですけれども、ただほかの2者にどういったポイントがあったのか。どういったポイントがあったけれども、やはりこのJAしおざわさんをよしと決めたのだという、我々もそういうメリッ的なものを把握しながら市民に説明したいと思うのです。ですので、JAしおざわさんが妥当だという最強のポイントぐらいは、我々もつかみたいなと思っております。ぜひもう一度説明をお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 審査委員のほうで相当の項目に点数をつけるわけです。それがトータルで今言ったように例えば200点とか150点とか300点とか、こうなって出てくるわけです。答申としてここが適当ではないかというのが、私のほうに返ってくるわけです。一応最終的に私が決定をするわけですが、今、項目をみんな見てどれがポイントだといってすぐぼんとあげられるかと言われると、やはり議員がおっしゃったように、この部分だけがすごく特徴的でそして現実的であって、ものすごく高い点がついたなんてことは余りないのです。大体同じような部分ですね。ちょっと低いという部分はあったにしても、飛び抜けて高いという部分が、全部見た中で私は余りわからなかったです。トータル的にはやはり点数的にそう、ちょうどよくという言い方は失礼ですが、差がついたということですので、なかなか——大体アピールすることは、ほかの皆さんもほとんど同じです。ごく特徴的と言われれば、これからその審査表を見て何があるかちょっとわかりませんが、そんな状況ですので、ちょっと見ながらまた後ほど報告だけはします。よろしく願いいたします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 先ほども説明しましたがけれども、いろいろなポイントといいますか項目に審査が及んでいるわけです。例えば市民の平等な利用というものに資することが確保されているのかどうか。これは利用というのは、当然あそこに行く方もそうですし、出荷とかそういったものも含めてということ。あるいは個人情報というものが団体としてきちんと確保できるのかどうか。あるいは事業計画の妥当性、いわゆる計画の中には当然収支というものの妥当性。それから管理を受ける団体の状況ですとか、あるいは、これも先ほど言いましたけれども、地域の活性化にどういうふうに参加できる提案があるのか。あるいは自由提案というものもございまして、申請者が独自にいろいろ道の駅全体を考えた中で、直売所はもちろん一番メインですが、どういうふうに参加をしていくのか。こうしたらいい

のではないかというそういった提案も、全体の点数を集計した中で審査員が一致して市長のほうに答申を出したということでございます。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 別の視点でいきます。まずは、それこそ利益があるじゃないですか。利益が還元されるというやつですけれども、利益をどのくらい想定しているのか。それと利益の還元があったら、私はそのお金を例えば施設の管理維持費に使うのではなくて、また来るような仕掛け、例えばあそこに遊具をもっとつくってほしいとかいう声だってあるわけですよ、そういうふうなことに使って、地域もいいし、また遊具が多くなれば人も集まるわけですよ。川場村なんて品ぞろえもあるし、遊具もいっぱいあるから来ている点もあるわけです。そういうところの維持管理費というか大規模修繕に積み立てておくのではなくて、しっかりとお客さんを呼ぶような段取りでいるのかどうかについてまず聞いてみたいのと。

あと、選定審議会は、私がちょっと耳に挟んだのは内部だけでやっていることです。こういう施設の場合は民間とかの例えば権威のある人とか、観光協会とかだとちょっとひもつきになってしまうので余りよくないと思いますけれども、もう全然違うような観光振興の人に対して今後入れていくとか、指定管理全般に対して役場内部だけでなく、外のいろいろ民間の人の意見も聞いていくのはいいことではないのかなという思いがあります。

それこそ2年半運営をやったわけですよ。過去2年半の中で、市民の中からここがこうだったらとかいろいろあるわけです。市もなるほどという声もあるように私は思うのです。話していて例えばイベントが少ないのではないかな。確かに鯉まつりとかいろいろイベントをやったのもありますけれども、マルシェさんが引っ越しをしたとかそういう点でイベントがなかなかやりづらかったとか、農協管理しかできなかったとか、そういう点を今後のまた指定管理の中でどういうふうによく調整をしていくのか。

最後に4つ目ですけれども、市長は生産者の組合の中に入会して、その中で話し合いをしていけばいいのではないかという話をしているわけですが、生産者の組合の中でもやはり米を販売してくれというのはあるのですよね。それが生産者の総会の中でも出るのでありますが、農協さんは、いや、いろいろな自分たちの公平性——組合員もいるし公平性の中なるべく自分たちの農協の米を売っていきたい。これは農協自体の姿勢としては悪くないのですけれども、それでもやはり私は内部で生産者組合の中でもクリアできないから、市のほうで一定のルールをつくってうまくやってやったらどうかということで一般質問で言ったのです。そのところをちょっと市長は誤解していないと思いますけれども、誤解している可能性があるんで、念のため。これは最後の話は余りしたくなかったのですけれども、言わせていただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 利益が出るとすれば、特定にここに、ここにということの特を特に考えたわけではありませんが、当然この施設に大勢人が来ていただくように投資すべきところはまた投

資していかなければならないわけですから、そういうことを主体に考えていくものだろうと思っております。どこかへ積んでおいてなんてことは考えておりません。

それから、いわゆる選定委員ですね。これは今、外部はなしだったか……（何事か叫ぶ者あり）県の職員も一応いっているそうです。それは役人と言えば役人ですけれども。ですから、特別参考にしたいとか、そういうことがあれば、庁舎の中の職員に限っているということではありませんので、この間ご意見も伺っておきましたので、このことばかりではなくてほかの部分にも民間の視点が生かされると、そういう部分が出れば——ただ、面倒なのですね。今おっしゃったように観光協会はひもがつくとかそういうことですが、観光協会という意味でなくて、そこに入る人の選定というのは非常に難しい部分がありますので、ある程度公共性、公益性をきちんと保たれるという人でないと難しいわけです。別に限っているということではありませんので参考にさせていただきます。

それから、イベント的な部分です。これですね、指定管理を受けた方はそこでお客さんが来ようが来まいが、ずっと管理をしているわけです。お客のいっぱい来るときだけそこへ出て、さあ売らせてくれと。当然所場料は払うということでしょうけれども、それをどんどんやられたのでは、あの施設そのものが何の意味もなさない。ですから、連携をしてやっていただく。そして、年間の維持管理費の中の負担を我々もするから、これとこれのイベントのときに私たちをそこへ出させてくれとかそういう話し合いをしていかないと、市のほうから直接これやれ、あれやれとこれはできませんので。結局年間やっているわけです。お客の来ないときは出ません、お客が大勢来るときは出させてくださいでは、これは余りにも虫がよ過ぎる。そういうことがありますので、それはひとつご理解いただきたい。それは話でやっていただければ結構ですよ。我々は使うな使えということは一切言いませんので。

それから、会員の件ですが、特に誤解しているわけではございませんけれども、例えばこの間のような部分があったとしますね。非常に南魚沼市の名声を上げられるだろうと、そういうときに限定的にまたその皆さんと話をさせていただいて、それは農協へ出してもらえばいいのです。そして農協なら農協を通して売ると。あそこへ自分の名前だけでどんと出させてくれというのは非常に難しい部分が出ますから、それはトレーサビリティをつけて何々がつくった金賞をいただいたお米です。それを指定管理者としてあそこで販売してもらえばいいわけですので、そういう話をさせていただきたい。これは一応組合長さんには話はしておきましたが、それこそ私たちが押しつけるということは、なかなか難しいことがありますので、要望としてはお伝えしておきました。理解は、誤解はしておりません。六解ぐらいですから大丈夫です。

○議 長 22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 まず、審議会のそれに関しては市長もわかってくれたと思います。ひもがついてないので公共、公益的というのは非常にわかるのですけれども、同時に民間の方の視点もわかるわけですね。ひょっとしたら突拍子もない意見の審査を出してくるかもしれないけれども、そこはやはり——今回は何人でやったのかはわからないのですけれども、非常

に市の中でも内部改革につながっていくかもしれないので、外からの意見というのをまたいろいろ聞いて次に反映していくのは重要ではないかなという思いがありますので、よろしくをお願いします。

利益に還元についてはわかりました。あと、ただ幾らの利益の想定をしているのか、そのところはやはり想定をしているのだと思うのです。これを見ると私が勘違いしていなければ、6,300万円の収入で3,600万円ということは3,000万円近いお金ですよ。その三三が九、最大で約900万円ですから、その考えでいいのかどうかと聞いてみたい。

もう1個、あとはイベントについての考え方ですけれども、私が過去にイベントをあそこでもっとやるべきという質問をしたときに、市のほうで近隣の道の駅に聞いたのですよ、調べましたよね。調べた中でなるべくイベントをして、イベントをすることによってふだんは来ないお客さんも来るようになるから、相乗効果で上がっていくという多分答弁だったと思うのです。例えば川場村だってやはり同じなのは、イベントをしてどんどん近隣に広がっていったりしたわけですし、今よくあるのは、ちょっと発想が違うかもしれないですけれども、美術館とかだって、常設展はなかなか売れないというのがあるわけですよ。そこに臨時のイベントをするからお客さんがまた増えていくという視点もある。

市長は年間の契約の中でとか、指定管理の利用料を幾らか払うという中で、また話し合いの中でやってほしいというのがありますけれども、うまくいけば市民のチャンスになるわけですよ。人がいるところでやはり売れば実験的なこともできるわけですし、そういうことで余り型にはめないでもうなるべくやっていこうよということで、相乗効果が生まれるようなイベントをお互い話し合いをしていくべきではないのかということでも常に言っていますので、そういう視点でいていただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 前段の件ですけれども、差し引きするとこの収支計画では2,700万円ぐらい出るわけですね。さっき部長が言ったように、これに指定管理料360万円が足されるわけです。それからまた維持管理がどうかはわかりませんが、大体2,000万円から3,000万円ぐらい。今のこの数字は利益が出るだろうと思えば、それに3割を掛ければ三三が九百万円です。だから、お金の想定を今厳格にしろと言われてもわかりませんが、この収支計画から見れば700万円から900万円、あるいは1,000万円近い部分が市に還元をされるのではないかと。ただ、そこで360万円出していますから、それを差し引けば大体二、三百万円から500万円ぐらい。そういう計算をしていただければ大体おわかりかと思いますが。指定管理料の収入がゼロですから、これはここに360万円というのが1回入るわけですから、また増える。市の支出はここで増えているわけです。これはチャラとすればそれでいいわけです。そういうことです。

それから、イベント何かはいっぱい我々もしてもらいたいのです。しかし、特別なところへだけぼんと入ってきて、さあ、やらせてくださいというのはちょっと無理ですから、年間のいろいろの中で打ち合わせをして、やはり当然公の施設を使う部分ですから。そこにいわ

ゆる当時そのときに出て売り上げたというだけではなくて、年間を通しての中で少しはやはり負担をしてもらうとかそういうことがないと、いいときだけ出て行って自分たちは売り上げがいっぱい、所場料を払ったからそれでいいやと発想では、これはなかなかでき得ないということを申し上げているところであります。

イベント何かどンドン私もやってもらいたいと思っていますから、その中できちんと負担すべきは負担をしていただいてやっていくという方向を見いだしていただきたいと思っておりますし、我々もそういう助言はしていかなければならないと思っております。

○議 長 質問の途中ですが休憩といたします。休憩後の再開は 11 時 20 分といたします。

[午前 11 時 05 分]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
25 番・樋口和人君。

[午前 11 時 20 分]

○樋口和人君 何点かお聞きをしたいのですが、まず、先ほどの説明のときに、当初選定をしたときには指定管理料は要らないよとそういった形で計画書が出てきまして、決めた後にいろいろしたらやはり出すことにしたというお話だったように聞こえたのです。それはそうなのか。そうだとすると何かその辺のほかの応募してきた方々との選定のときに、指定管理料は要らないというのと、いや、欲しいというのでは随分違ってくるのかなと思うので、そこら辺ちょっと確認をしたいと思っています。

それから、平成 27 年度分ということで収支計画書を見ますと、指定管理料 360 万円入れますよ、そうすると収入合計がこれから 360 万円増えますと。支出の合計を引くと先ほどもありました 3,100 万円前後の利益が出てきます。それを 30% ですから 950 万円ぐらいを利益として還元しますということですが、それにしても残りが 2,000 万円ちょっと。6,000 万円の売り上げで 2,000 万円の利益が出るってかなりすごいと思うのです。もし、それほど出るのであれば、これを事業収入として販売手数料ということでしょうけれども、20%、二十何パーセントというのを生産している方々からいただいて売っているみたいですが、もうちょっといわゆる農家さんですとかそちらのほうにやはり利益が出るといいますか、そこへ出してよかったというふうにするべきだろうと私は思います。その辺の考え方をちょっとお聞かせ願いたい。

それから、これは確認ですけれども、道の駅の直売所をつくるときに、私は確か、農産物ばかりではなくてお土産品等々も売ってお客様が買いやすく、入りやすいようにするということは考えていませんかという質問をさせていただいたと思うのです。そのときに、本当はそういうふうにしたいのだと。したいのだけれども補助金をいただいている関係で、農産物というのを売るのに限られているのだと。だから本当はいろいろなものを売りたいのだよという答弁だったと思います。今、行ってみますと、今度はいろいろなものが置かれています。この辺は問題として当時と情勢がかわって、何でも売ってもいいよという方向になったのか、

その辺の確認をお願いします。

○議長 市長。

○市長 一、二点だけ私のほうから答弁しますが、利益の還元です。これは今、議員がおっしゃったように、当然ですけれども生産者、出荷者の皆さん方の手数料を下げるとか、利益還元もやっています。当初から確か率は下げたのです。当初は18%か、1年目にちょっと利益が出ましたので、それを全部下げているのです。それは十分考えながらやっていますので、農協だけが一人肥えたということにならないように、それはきちんとやっていますのでお願いいたします。

それから、これは部長のほうで詳しく説明しますが、他の物販です。これは周辺に大きなやはり同じような、そこに余り競合して民を窮地に陥れるようなことはやはりしないにしようということで、そう競合しない部分の物販をやっています。それは当然認められたものだと思っておりますが、その辺は農産物だけだという答弁をした覚えはちょっとないのですけれども、その辺の前段とここは部長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1点目の収支の中の指定管理料ですか、これについては申請段階で、当初市のほうでは、募集をかけたときに利益の還元方法について提案をしてくださいと、利益の30%以内でできる提案をしてくださいということで募集をかけました。JAさんのほうでは、いわゆる今まで指定管理料にかかっていたものは要らないから、その分がいわゆる利益還元ですよという話があったわけです。ですが、審査の段階——審査というのは決定しているわけではなくて、プレゼンを受けたり書類審査をしているという審査の段階で、審査員のほうでやはりそれぞれの3団体ともに、同じような考え方できちんと提案をしてもらわないと、そのことについて30%を限度に利益を還元することについてはどういう考えですかというのは、やはり確認してからでないとう審査ができないということで、それを確認させてもらって審査をしたということでございます。その段階で提案理由の中で説明しましたように、JAさんのほうも利益が出れば、それを30%上限で市と協議をしてちゃんと市に還元しますよという確認をさせてもらったということでございます。

それから物販については、今ほど市長が申し上げましたとおり、そんな事情もあって、いわゆるなるべく競合しないような形でということがありました。やはり、あそこの直売所といますか売っていく中で、農産物のみの直売ということになると、経営が今の収支状況を見ても、やはり物販とかお米の販売というのがないと、なかなか利益が出ないという部分がございます。あるいは、特にインターも近かったり、新潟県はスキー場も冬場はありましてそのお土産等々のこともあるということで、利用者からのやはりいろいろな要望といいますかそういったものもあって、その辺の状況を勘案しながら今、物販のほうも取り入れているという状況でございます。以上でございます。

○議長 長 25番・樋口和人君。

○樋口和人君 指定管理料云々についてはわかりました。物販についてですけれども、確

○議 長 25番・樋口和人君。

○樋口和人君 多分、これだけの利益を出すというのは、管理者のほうも有能なのだろうなと思っています。やはり利益が出ることによって続いていくわけですし、ここから市のいろいろな情報も発信されていく。大切な施設だと思しますので、いろいろな意味で来る方も喜ぶ、あるいはここへ出店というか物を出す方も喜ぶということで、皆さんに喜ばれるような施設になっていくように、常に改善といいますか、やっていることについて皆さんからもいろいろな視点で、委託したのだからそのままということではなくて、常に改善ということを考えながらぜひ進めてもらいたいと思います。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 1点お願いいたします。素朴な点ですが、農産物のシェアといいますかこれが余りにも低過ぎると私は思っております。これは当初開店前から指摘をされたことありますが、肝心のバックヤードとなるべき農家の栽培であるとかそういうことには、ほとんど力が入れられなかったと私は思っています。言葉の上では川口のあぐりの里、あの辺のまずは農家の自主的な栽培、商品化そういう取り組んできた、まずはその底辺から始めていこうということで始まったものでありますが、やがやがと開店も補助金の関係で1年早まった。農産物というのは全体の売上げのわずか13%台ですよ。あとは全部、特に事業収入となれば、買い取りをして農協が売っていると、米も含めてですが。私は少しこれは、本来のこの地域の農家の手取りを上げていくと、商品開発意欲を高めていくとかということから見ると、ややもったいないなという気がいたしますが、今後の展開について、市はどう思っていますか。

○議 長 市長。

○市 長 米を農産物に加えていただかないと、これはとても……（「いやいや」と叫ぶ者あり）そういうこと。米を入れれば別にそんなに低い割合ではないのではないのでしょうか。当然、地域の皆さんが出荷する野菜とかそういうものをどどん力を入れてやっています。やっていますが、出荷していただく方が、一応組合員になっている方が限られているということもあるかもわかりません。しかし、きちんとした品質だけは保持しなければなりません。そういう面で、つくったから何でも売れる、きょうは後ろの畑からとってきたのを持って行って売ればいいやという形ではこういうのはなかなか。ほかの名前をあげて失礼ですけども、正直村さんとかああいうところと販売のやり方が違うものですから、これはやはり皆さん方がそういう意識を持っていただかないとだめだと思います。

当然、農産物をどどん増やしていきたいので、そういうことは管理者のほうにもちゃんと申し上げるつもりであります。米は農産物ではないのだなんて言われると、とてもこれはうまくないですので、これを含めて考えてみてください。よろしくお願いいたします。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 米をね、それは当然です。ですが、米だから農協さんの営業の中ですから、やはり農家が新しい視点で取り組むということ。農業の楽しさ、すばらしさ、また面倒さと

いいですか、そういうことに取り組んでいくのを私はやはり進めてもらいたいと当初は思っていましたし、当初は市もそうだったと思っています。

これはちょっと例を展開させて申しわけありませんが、牧之通りも例えば小布施と比べた場合。小布施の場合はしっかりそうした農家というバックヤードの、ちゃんと加工であれ、そのものであれ、バックのほうに還元ができています。あの通りが正面となっているわけです。この道の駅もそれから牧之通りもそういう方向で私はやっていかないと、両方がやはり疲れてしまうのです、お金が回っていかないと。その辺のことをしっかり踏まえながら、これから展開を進めていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 当然そういう姿勢であります。ですので、議員のおっしゃることはよくわかりますが、しからばすぐ野菜だけがどんどん増えるかとそういう状況ではない、それはおわかりでしょう。だから、牧之通りの話は、これは我々も牧之通りの組合の皆さん方にもう少し何か売るとか楽しむ——景色はいいです、これはすばらしい。それだけで終わっては、なかなか地域の発展につながらないのではないですかということも申し上げておりますが、これはまた組合の皆さん方の考え方もあるようですので、なかなか今、議員がおっしゃったようにあそこへ行って記念の何かを買ってきてよかった、そのためにまた行こうという形にはどうもまだなっていません。これはできる限りあそこの組合の皆さん方も含めて、何とかそういう方向をもっともっと模索してもらいたいということは申し上げてはおります。方針の固い部分もあるようでありますので、これはちょっと私がかきとここでそうしますということは申し上げられませんが、要請はしてまいります。

議員のおっしゃることは全部そのとおりですから、そういう方向を目指しながらやっていくと。これからJA魚沼みなみさんも来年にはオープンするわけです。市もここに補助金を出しておりますので、そういう方向を目指すようにこれはまた当然話をしながらやっていくということでもあります。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 ただいまの同僚議員の質疑に関連しますけれども、農業の6次産業化ということで農産物の加工販売であります。この部分にも期待をして始まった道の駅の直売所ありますけれども、農協さんのほうから提示された中で、この部分を伸ばしていくとなれば、例の食堂部分でありますよね。やはり畑のものあり、山のものであり、売れ残ったものをどうやって加工して売っていかうかという部分についての、当然そういう提案があったかなと思いますけれども、その辺の事情をちょっとお聞かせ願いたい。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 6次産業化、いわゆる農産物の大きな品ぞろえをどうしていくのかということだと思っておりますが、当初はやはり冬場の野菜類の集荷というものが懸念されておりました。実際始まってからも、夏場といいますか露地物が出るときは、朝入れて、また売れるときは午後から集めるということもそれだけ供給はできているのです。けれども、冬場の野

菜がどうしても足りないということで運営している中で、例えば野菜の乾燥機、こういったものを取り入れて乾燥野菜を販売するようになった。これが結構また好評だという話は聞いております。雪室といいますか雪を利用した保存野菜こういったものにも取り組んでいこうということで、野菜に付加価値をつけるということでいろいろ研修もJAさんのほうではやっているということを知っております。当然どんどんそういうことを進めていってもらうように、市のほうからも管理者のほうにお願いをしていくということのスタンスは変わりません。

それから、食堂部分といいますか、たっぼ家さんの部分だと思うのですが、地域の食材を使って特長あるものとして提供するというので、当初はやはりちょっと一般的なイメージとしてファストフード的なものが多いものですから、そういったところと違ったもので、売り上げといった面も含めてちょっと伸び悩んでいた部分もあったように聞いております。けれども最近は地元産にこだわった中で提供していくのだというその内容が浸透してきたといいますか、一貫した取り組みでやっているということで、このところ非常に売り上げのほうも好調であると聞いております。やはり直売所といいますか材料と連携した中で、JAさんのほうと連携してやっていただければと思っておりますし、市からもそういうふうにもたお願いはしていきたいと思っております。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 飯山の道の駅がありますけれども、その食堂部分が何社か変わられた。最近ではここで使っている野菜は誰々さん、お米は誰々さんというような看板を出しながら、地元産品を使った料理ですよということを強調しているわけです。そうすると、農協さんの収支計画を見ると、テナントについては平成27年も平成28年もたっぼ家さんとなっておりますが、いろいろなアイデアを持った方はたくさんいらっしゃるだろうなということでもあります。2年半前には確かこの部分についても農協は公募でやるという姿勢で臨んだわけですから、この平成27年度からについても農協さんのほうへは公募で臨むということをして市のほうからも要望していただきたい。公募で初めてどういう方が来るのかと、期待をしているのです。そうするとあそこを使った加工で、申しわけないけれども、休憩棟で食べるというようなシステムができてくれば、おのずと先ほど同僚議員も言ったような畑や山のものについての消費がどんどん伸びていく。そこを拠点にして南魚沼にはおいしいものがあるのだなということ売り出せると、私は思っているのです。そういう広くアイデアを求めるといっても、農協さんにはぜひともこの部分に公募で臨んでいただきたいということを、要望していただきたい。終わります。

○議 長 9番・笛木 晶君。

○笛木 晶君 すみませんが、手数料の問題ですけれども、農協は12%と14%を農家の農産物に関しては取っているのですけれども、これを市が家賃として払うと。払う見返りにこれを10%ぐらいに負けれないかということですが、そういう考えはないでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 先ほど申し上げましたように利益が出ておりますので、これは当初の計画ですが、これ利益が出て、さっき樋口議員からも 2,000 万円も上りではないかという話ですが、そういうものはどんどんと還元してくださいと。農協さんのお金もそれは当然必要ですけども還元する。ですから、これがまた 10%になるのか。これは市が俺がその分出すから農家に出せということとはできません。しませんが、当然売り上げを伸ばす、利益を伸ばす中で手数料をどんどん下げて、そして地域の皆さん方からその部分の恩恵をこうむってもらうという方向に進めていくということは間違いありません。何パーセントにしてその部分を市が負担するというはするつもりはございませんので、それはひとつご理解いただきたいと思えます。

○議 長 9 番・笛木 晶君。

○笛木 晶君 5 年間の契約があるのですけれども、その期間内でも利益が出れば手数料を下げるということもあり得るということと解釈してよろしいでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 当然であります。先ほど申し上げましたように、今の期間内でも初年度に相当思う以上に出たわけですから、それで下げているわけですから、これは別に固定されたものではありませんので。そのかわり、ばかに売れなくてだめだったから上げろということになるかもわかりません。それはわかりません。ちゃんと変動しますのでよろしく願いいたします。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 112 号議案 南魚沼市農作物・特産品直売所の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 112 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 昼食のため休憩といたします。昼食後の再開は 1 時 15 分といたします。

〔午前 11 時 47 分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〔午後 1 時 14 分〕

○議 長 先ほどの第 103 号議案において、求めていた資料が提出され、お手元に配付いたしましたので報告いたします。

○議 長 日程第7、第113号議案 大月ほたるの里観光施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、第113号議案 大月ほたるの里観光施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。大月ほたるの里観光施設につきましては、平成27年3月をもって指定管理期間が満了となりますので、次期指定管理者を指定するものでございます。最初のページ、議案の1ページをご覧ください。施設の名称は大月ほたるの里観光施設であります。指定管理者に指定する団体は、記載のとおりの大月ほたるの里管理組合で、指定の期間は来年、平成27年の4月1日から平成32年3月31日までの5年間でございます。

指定管理者候補団体である大月ほたるの里管理組合につきましては、平成21年4月に大月ほたるの里及びふれあい広場を含めた施設の管理を目的として、地元大月区の有志によって設立されたものでございます。当該施設の指定管理者として施設の管理を行ってまいりました、地元住民で構成する管理組合であります。長年ほたるの里の観光施設の管理を行って、管理現場を非常に熟知しておりますので、今回の指定に当たりましては、今までの指定管理者をそのまま候補者として継続して選定することとして、指定管理者の選定審議会の審議を経まして、指定候補者として今回の提案に至ったものでございます。

3ページ以降に資料として、指定管理候補団体のほたるの里観光施設管理組合の管理運営の事業計画及び収支計画が添付されておりますのでご覧をいただきたいと思っております。3ページには施設管理の基本方針及び施設の概要が記載されております。当該施設の適正な管理を行って、地域の交流事業、あるいは蛍の発生状況の情報提供などによって観光振興を図るという内容になってございます。

4ページには施設の利用計画と、事業計画、そして5ページには収支計画が記載されております。当該施設の委託料、ここにつきましては50万円でございます。ずっとこのところ50万円という形になってきておりますけれども、そのうちの約60%以上、64%程度が、例えば草刈りであるとか、チップ敷き等の施設の管理の事業費として充当されております。また、施設の管理につきましては、設置の趣旨にのっとり行われるという内容になってございます。6ページには団体の概要が記載されておりますのでご覧ください。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。1番・永井拓三君。

○永井拓三君 私も毎年蛍を楽しみにしているのですが、豪雨災害からだんだん蛍が増えてきているというところで一安心なのですが、すみません。この利用計画と収支計画の数字の見積もりの件ですけれども、まず施設利用計画の6月、7月が1万8,000人で全体の約94%を占めているわけなのです。蛍が見られる時間というのは、7時から大体寝ることも考えたら10時くらいだという3時間の中で、1万8,000人が60日で考えると1日当たり平均で300人くらい来ないといけない数字になるわけですね。その数字が云々というよりは、収入の

部分で、駐車場使用料1万円ぐらいだと、1,000円の駐車場が1万円で10台なわけですよ。ここら辺の数字の整合性が果たして見積もりとして正しいのかどうかだけ、ご意見ください。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 駐車場の使用料の件でございますけれども、これにつきましては、ほたるの里の直接の駐車場というものはございませんで、ふれあい広場のところに駐車場がございまして、これについては料金はいただいておりません。ただ、そのところを目的外という場合に使ったことを想定して、実際には決算の中ではそういった利用の収入はないのですが、一応そういったことも想定されるということで、ここに管理組合のほうで計上してきたということでございます。

○議 長 1番・永井拓三君。

○永井拓三君 では、この利用計画というのは、去年の人数から算出して、6月、7月で1万8,000人ぐらい来るのではないかとということでよろしいのでしょうか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 これにつきましては、実績につきましては、昨年度、平成25年度は大体6月、7月で5,000人程度というふうになってございます。ですから、その実績からみますと、かなり大幅な増の計画になっておりまして、これはある程度地元のほうで、このところ先ほど議員も言いましたように蛸がようやく増えてきているというようなことで、かなり期待値もあるというふうに私はみております。以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今ほどに関連しまして、私も蛸を見るのに駐車場の代金を払うのかななんて思って今聞いた結果が、目的外に利用した人とういうことです。それはそういうふうに理解したとしまして、実質的にこの施設管理、あるいはその圃場なり現地の管理だと思っておりますが、指定管理をするほどのものではないのではないかと。今の実績からしてみても、その経費としてかかる分はかかるとして、こういったその重々しい指定管理者として指定する将来性と申しますか、そういう状況かどうかということが私はちょっと心配だなというふうに思ったのです。実績は五、六千人で、1万8,000人を見込んで、内容は50万円の委託費でほとんどが維持費等ですよ。そういう点について実態がどうなのか、もう少し説明をして、施設として存続させていかなければならないけれども、というあたりの説明がちょっと必要な状況ではないのですか、ひとつお聞きします。

実際に見ていなくて、水害があったという話は聞いて若干は見に行った覚えはあるのですが、その辺をもう少し説明して――今後の方向性というのをきちんとやらないと、指定管理というのは、ある程度先の見通しを持った事業でなければならないのではないかと。そうすることによって、指定管理というのは本来の趣旨からいえば、入札であれでしょう、相乗効果を求めた形で民間活力を求めた形というのが必要になってくるわけで、競争原理がそこに働くというような話までされるわけでありますので、その辺の実態を今少し説明すべき

ではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長 市長。

○市長 このほたるの里も含めてふれあい広場と建物もありますけれども、これにつきましては旧六日町時代にあそこに保育園がありました。その前は学校があったのですが、学校はなくなりました。その統廃合で大月から保育園がなくなりました、いろいろ地元との交渉の中で、何か——何かといういい方はあれですけども、地域の拠点的なものを設けようということで確かこれはふるさと創生基金で建設したものだと思います。当初は当然ですけども指定管理なんてなかったわけですから、地元の区、あるいは有志の皆さん方をお願いをしてやっていたわけです。しかし、ご承知のように大月区にはなかなかの——いらっしゃいますので、非常に区がとか個人的にどうだとかとこういう問題も出まして、その後指定管理ということでもあります。

ですので、これは今おっしゃったように競争原理を働かせてやるような場所かと言われれば、そうではないわけですけども、別の形にしますと非常に問題点が発生する恐れがございます。そこで、こういう形で一応公募をして、そして選定委員会を設けてやっているという形であります。いくら首をかしげられても、非常に対応に苦慮する部分がございますので、こういう形をずっととらせてきていただいているということでもあります。

六日町時代は当然ですけども、指定管理とかということではなくて。ですので、簡単に考えますと、地域の体育施設的なものをほとんど今、文化スポーツ振興公社でやられているわけです。そういう形であります。今、申し上げました文化スポーツ振興公社でいろいろやられているところも、とても、とても競争原理を持って利益が出るようにされるかと言われると、それは全然見通しはほとんどないわけです。そういうことで、いずれはこれも相当もう年月がたっておりますし、いずれは地元の皆さん方と相談をしながら、ほたるの里をというかあの圃場をなくすということではないわけですけども、あの建物についても考えなくてはならない時期は、そう遅くない時期に来るのではないかというふうに考えております。その点をご理解いただいて、今回はお願い申し上げたいと思っております。

○議長 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 以前、多分あの辺でおそばをやっていて、そばを食べにあの近くに行ったことがあるのですけれども、それはそれとして。私はそういった地域の自然的な問題とかを今、多目的機能ですかの予算で各地域にえらいお金がきて、それをどう消化しようかなんていう話もあるわけでありまして。そういった事業の中で、ビオトープとか何とかという自然の、蛍が生息できるような河川を維持管理しようとかとというような話も、大崎地域では始まっているようであります。

そういった形でしていったほうが、どうもいいのではないかという気がするのですけれども、建物があるばかりにそれができないということなのか。その辺がちょっと私はわからないものですが、地域の1つの財産として、地域でつかさどるといふか維持管理していこうとというような、そういったほうに転換をしていくような時期ではないかというような感じが私

はしたのです。答弁はしづらければなくて結構ですので、そういった方向づけというのは、ひとつの方法として資金的な問題からしてもあるような気が私はしたのですが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 今も触れましたように、前はあそこの建物のほうはふるさと会館ということで、区あるいは区の有志の皆さん方から運営をしていただいて、そこに補助金といいますかを出していた。ほたるの里はまた別個だったのですけれども、今度はそれを一つにする。あそこにあったそば屋さんというのは、個人が民家を確か買ったのか借りたのか、おそば屋さんを始めたのですが、ちょっと早々に廃業しましたけれども、そういうことで今度はほたるの里と会館を一緒にして、そして指定管理ということです。

いろいろな理由は多々ありますけれども、非常に一つに区としてとか、まとめてやるのが難しい状況がありまして、こういう形。区でやろうといいますが、やはり区の総意ですから。今のコミュニティーといいますが、その中でやるといえば、やはりこれは区の総意でありますので、そうなるともた難しい問題も出てくる、そういうことでひとつ。

いろいろありますけれども、今おっしゃったように、これをずっとこの形でいっていいものだとは思ってはおりませんけれども、非常に熱意のある皆さんが組合をつくって、そして我々がやるということでやっていただいております。ですので、区とは一切関係を持ちませんので、何とか回っているということをご理解いただいて……（何事か叫ぶ者あり）失礼、会館は今度は自遊人に貸してあるそうです。失礼しました。建物はまた別個になったそうであります。そういうことでありますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 113 号議案 大月ほたるの里観光施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 113 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 8、第 114 号議案 南魚沼広域有機センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 それでは第 114 号議案 南魚沼広域有機センターの指定管理者の指定に

ついて、提案理由の説明を申し上げます。南魚沼広域有機センターにつきましては、施設の供用開始に伴って、平成17年4月から平成27年3月までが第1期、10年間の指定管理の期間となっております。これが今回満了となりますので、次期指定管理者を指定するものでございます。議案の1ページをご覧ください。施設の名称は南魚沼広域有機センターであります。指定管理者に指定する団体は記載のとおり、魚沼みなみ農業協同組合で、指定の期間は平成27年4月から平成37年3月までの10年間です。

指定管理者の選定に当たっては、前回、第1回の指定に際しまして、現在の指定管理者が公募によったのですが、1社だけの応募ということで決定になりました。また、この設置条例に規定する指定管理者の業務として、畜産農家、きのこ生産農家並びに堆肥の利用農家などとの、堆肥の原材料の搬入もとから製造堆肥の供給先まで、有機的なつながりが必要であること。また、従来の指定管理の実績から、指定管理者である魚沼みなみ農業協同組合を継続して選定することとして、指定管理者の選定審議会の審議を経て、指定管理者の候補として指定するものでございます。

3ページ以降に資料として、指定管理者候補団体の有機センター管理運営の事業計画及び収支計算書が添付されておりますのでご覧ください。3ページには管理の基本方針、施設の概要及び業務内容が記載されております。施設建設の発端になりました家畜排泄物法——これは略称でございますが家畜排泄物法の趣旨に沿った家畜排せつ物の適正管理、資源の有効利用を図って施設の設置条例の目的である資源循環型社会の実現と有機肥料としての農地還元で、農業振興を図っていくということで計画されております。

4ページには施設の運営及び施設の運営体制が記載されております。JAでは全体の施設運営、管理、JAとしての機能も踏まえた中で利用促進を行って、堆肥製造の技術的な面に関しましては、畜産農家及びきのこ農家などの関係者で組織する堆肥生産組合と連携して行うという体制になっております。

5ページには収支計画書が記載されております。今までの実績から、今後の利用や経費を推計して、平成27年度の収支計画で歳入歳出1,650万円ほどの計画となっております。収入の部の指定管理料及び繰入金につきましては、今までは有機センターにつきましては、指定管理料によらないで独自運営ということでやってきたところでもありますけれども、平成26年度の決算見込みで200万円ほどの赤字が見込まれることから、本来なら施設の利用料及び堆肥の販売価格で賄うものでありますけれども、農業を取り巻く最近の情勢から、資源の有効利用の促進を含めて、利用者に負担をなかなか求められる状況ではないということと判断して、200万円をベースに施設管理費として指定管理料を見込んで、繰入金はJA管内の畜産農家の振興並びに堆肥利用の促進を図ることから、施設利用者の負担増を抑えて堆肥価格の軽減分を補う形で指定管理者の候補団体から繰り入れするという提案となっております。

なお、表の最下段、欄外でございますが、土地の賃借料という部分が記載されておりますけれども、有機センターの賃借料につきまして今までの会計ではこの有機センターの会計から支出分を計上して、それを市が受け入れて、市から地権者へ払うというような方法をと

っておりましたけれども、市から地権者へ払うということは変わりませんけれども、その賃借料相当分を指定管理料の本来額 200 万円と先ほど申しましたけれども、そこから差し引いて実際には指定管理料 150 万円ほどが計上されておりますが、その 40 数万円が今までこの会計から市のほうに払われ、市がそれを地権者に払っていたというようなことをとっておったものですから、それを差し引いたような額で計上されております。

6 ページには団体の概要が記載されておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いをいたします。

○議 長 質疑を行います。4 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 何点かちょっと教えていただきたいのですが、収支計画の雑収入の中に堆肥利用促進対策ということで 90 万円ありますが、これは公費とか J A とかから出るのでしょうか。それを今 1 台 6,000 円で散布をしていると思うのですが、昔は散布に 8,000 円かかったりしていました。大分価格は徐々に下げられているので、そういう利用促進対策費のほうからそうやって価格が補填されているのかを聞きたいと思います。

あともう 1 点ですが、やはり循環型農業を進める、これは農業、私たち生産する人の基本だと思うのですが、私も特裁米 5 割減とかに取り組んでいます。なかなか価格差が出てこない。そして、コストが削減ということになると、この 6,000 円なりの堆肥費用を払って、どれだけ効果があるかというところをやはりきちんと示していかなければならないと思っています。そして私も一番最初に散布したときに、ちょっとよくわからないで 10 アールに 2 トンも入れたことがあったのです。これは全部倒伏するのかと思ってそれでちょっと心配したら全然そんなことなかったりして、肥料成分が果たして均一化されているのか。その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 雑入の件については、後ほど農林課長のほうから説明をいたします。

肥料の効果、均一化ということでございますけれども、私もごく専門的ではありませんが、なかなか有機肥料というのは化学肥料と違っていて、即効性があるということではないというふうなことでございますので、なかなかすぐそれでもって収量が上がる、大丈夫だということではなくて、いわゆる土づくりということで考えていただくということだと思います。ただ、今までここ数年の話の中で課題として、いわゆる牛ふん等の原材料という部分と、それ以外のもみがらすとかほかの物との割合というようなことで、なかなか品物自体はいい物ができているとは思っておりますけれども、なかなかその辺が均一化されるというか、そういったものが今後の一つの課題に挙がっていることは事実でございます。最初の 1 問目のほうについては農林課長のほうから説明いたします。

○議 長 農林課長。

○農林課長 1 点目の雑入 95 万円ですけれども、これは県畜産協会から繰り入れしていただいている。平成 25 年ぐらいから入ってきているという状況でございます。

○議 長 4 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 収入計画の中で、搾乳牛 150 頭とか、乾乳牛 15 頭とか、そして肉用牛になるのでしょうかね。もう大体家畜の数である程度窒素分が決まってくるような感じが見受けられると思います。それはそれでいいのですが、もみがらとかも個人の受け入れがなくなりました。あとカントリーとしいたけ栽培のやつ、それでも資材の大まかな量的なものが確定すると思います。そういうところで農家に成分がこれだけ有効なのだよとか、そういうアピールができればいいなと思っています。今までの堆肥も余剰気味だということなので、今後、販売というか需要をどのように開拓に取り組んでいかれる予定があるのか教えていただきたいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 議員がご指摘のとおり、こういう価格下落等になったときに、本当にその有効性といえますかその辺をきちんと示していかないと、なかなか散布するという行動につながらないという部分は、前のそれこそ委員会的时候にもそんなご指摘がございました。JA 管理者のほうにはそういった部分も含めて検証できるような形がとれるようであれば、ぜひそれを公表してもらって、本当にそれが有用なんだということでもっていきたいと考えておりますので、その辺についてはこれからまた JA のほうにも話をしてみたいというふうに思っております。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 JA さんから出していただきました計画書ですけれども、同僚議員のほうからも出しましたが、要は家畜の排せつ物を有効に利用したいというところで始まった事業でありますけれども、家畜の数が減ってくる。そしてさらに肥料、堆肥としての効能これが余りないということで利用料が減ってくる。そうしますと JA さんとしては、当初市へどうかといったときに、200 万円ぐらいのマイナスで済んだわけです。これがどんどん増えてくるとなった場合に、指定管理の委託の部分ですよ、この部分をもう少し上げて手当てをしていかざるを得ないのではないかとこの部分も出てきます。けれども、一応 10 年間、指定管理料としてはこの金額のままでいくのだということで JA さんはお受けをいただいたのか、あるいはこの 10 年間でそういう動きが出てきた場合については、申しわけないけれども指定管理料のほうはもう少し勉強させてくださいと、上げてくださいということで、こういうような指定を受けたのかどうかというところをちょっとお聞かせ願いたい。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 この 10 年間でこれを固定したということではございません。当然、年度年度で変更といえますか、ということも当然考えられることであります。あくまでも今は、今までの実績を踏まえた中で、200 万円を 1 つのベースにして考えていくと。当然これは先ほどの説明の中でも申し上げましたけれども、散布販売料金等々で賄っていった自主的な運営ができるというこれがもう理想なわけですけれども、値段を上げることによって、ではそれが販売のほうにつながるのかという部分との兼ね合いも当然ございます。現在では販売のほうをなるべく抑えて、農家の方からいっぱい利用してもらい堆肥の量をはくというような

方向で考えておりますので、この指定管理料は10年間固定ということではございません。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 南魚沼産コシヒカリの販売促進ということで予算もつけているわけですが、ブランド化というところの1つの売り物として有機肥料というのを活用しながら、指定管理料のほうを見直しをしていくというふうに理解をしてよろしいのですね。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 そのように考えておりますし、ぜひ、南魚沼産のお米のブランドを守る意味でも、差別化をする意味でも、有機という部分については推奨していきたいというふうに思っております。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 この基本方針にあるように、家畜の排せつ物ということですが、それがどんどん減ってきているという今報告であります。そして、今の答弁では「有機を」という方針を言われますが、実際には畜産振興をやろうとしているのかどうかというその根本的な問題について議論をされているかどうか、1点お聞きします。そして、それがもし不可能とされているのであれば、どういうものに有機を求めていこうとしているのか、そこがないとまずいと思うのです。

この堆肥センターを計画する段階で、我々は盛岡市のすぐ下の町ですが、紫波町というところに行ってきて、その堆肥センター、あるいは有機の調達等を見た経過があります。そうした中で、やはり生ごみもきちんと堆肥センターに持ち込んでいるのです。分別等の仕事が出ますが。そういった点もやはり研究をされて、ただ即効性がない、自然に効くだろうなんてことであれば、もみがらをまくと同じ話になるわけでありますので、そういう点も少し検討されているのかどうか、お聞きしておきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 当然、近年、家畜の農家も減ってきている、畜産農家の減少というようなことで、今後の量の確保といいますかそういった問題も当然ございます。広域的な部分で考えてみたり、これは畜産の部分でございませけれども、そういったことでいわゆる原材料の方法を考えてみたり。あるいはほかの、当然今はきのこの廃菌床等もございませるので、その辺がどの程度の割合までなら大丈夫だとか、あるいはほかのものを材料として使って有効になるのかという部分は、当然研究をしていかなければならない、今後の対応としてやっていかなければならないというふうに思っております。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 こういった変更契約時期に考えるだけでなく、常に本当にこの地域の魚沼産コシを有機化していこうとか、いくためにはどれだけの量が必要だとかというところから出てこない、なかなか計画がきちんとなされてないと、今をそしゃくしていきただけという話になっていくというふうに感じます。やはり、一は本当に畜産振興がこれからの仕事と

してだめなのかどうかという、あるいは可能性があるのかどうかというあたりからきちんとやっついていかないと、ただ場当たりのな——10年とは長いですよ。10年これを任された人たちはじゃあどうなるかということになりますよ。ですから、そこに計画をきちんともった形が必要ではないかと思いますが、所見を伺っておきます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 指定管理期間10年ということで指定しておりますので、当然少なくともその間は、家畜の振興が衰退するということがないように、これは取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 担当委員会で先般調査した上でありますが、2点ほど質疑を行わせてもらいます。1点はまず堆肥がそもそもきちんとした責任を持てる商品であるかどうかということです。入れても効かないという話もぼろぼろと入ってきますが、やはりもみがらの量が多ければ、もみガラ自体が腐る間に非常に窒素を吸ってしまうわけですね、これはご存じのとおりですけれども。それで、かえってこれを未熟なまま、特にそうすけれども田んぼに入れてしまうと、地力を奪ってしまうのです。そういうこともあるものですから、きちんと堆肥センターのほうで窒素と炭素の比率あたりをよく考えた中で、しっかりした保証成分がとれるかどうかということ、この辺の検証をもう1回ここで聞いておきます。

あともう1点は、もう設備の更新期に入っていることです。機械、器具、ここでかなりの投資が必要だと思うのですが、当然これは指定管理に出すほうの負担になってくるわけであり、例えば今あるベースの機器の更新もさることながら、現場のほうでは小規模の農家とか、家庭菜園向けのペレット化みたいなことも、袋詰めということも考えているようでありましたが、それについての市のほうのここに対する設備投資の方針について伺っておきます。

○議 長 市長。

○市長 後段の設備投資という部分であります。先ほど岡村議員からも畜産振興という話の中で、今、市内の大手の畜産農家は自分で処理をして、そして堆肥をつくって売っているわけです。ですので、ここには出さない。そちらのほうは確かに効き目があるという話もあります。ここで受け入れているのはご承知のように、本当に小さい皆さん方の家畜のふん尿の処理。これが法律で規制されたようになってから、ここに入れていただいているということです。

これから推移によりますが、これを新たに更新して、機械も含めて全面的にやり変えていくかと、こういうふうに今ご質問があったわけですけれども、これはまさに白紙であります。必要のないものをずっと続けることは要らないわけでありますので、これはやはり推移をみながら打ち切るのか、また新たに投資をしてやるのか。ちょっとした故障なんかは別です。抜本的な部分ですね。これはこの期間の中できちんとした方向性は出していかなければならないと思っております。

ですので、今どうするというを明確に申し上げられませんが、でき得れば続けたいわけですが、零細といいますか小さな畜産農家の方がほとんどしかしてなくなる、あるいは大手のほうでこれもみんな受け入れてくれるというようなことになっていけば、ここというのはほとんど必要なくなるわけです。堆肥をつくる部分というのは別ですよ。

そういうことの中で、どういう方向性を持てばいいのか、これはまた指定管理を受けていただく方とも相談をしながらやっていかなければならないことだと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 農林課長。

○農林課長 第1点目の堆肥の効用というようなことで、議員がおっしゃいました委員会のほうでもそういうお話が出まして、JAのほうでも機会があればそれを検証していきたいというふうに答えておりますので、私どもJAとちょっと研究は進めたいと思います。

ちなみに、現状ですけれども、当初施設を計画したときの割合です。それをちょっと参考に。それが当初どういう設計で効用が検証されたかというのはわかりませんが、当初の計画の中で、畜ふんの量が8,784トンという数字でございます。それが全体の原料の80%でございます。もみがらが1,890ということで、全体の17%でございます。現状からいいますと、今持ち込まれているもみぎらの量が約650トンぐらいです。約3分の1でございます。畜ふんの関係ですが、この施設をつくったのが平成17年でございますけれども、その当時の家畜の頭数等で多分見込んでいるものだと思います。現状を見ますと、その当時の頭数からいいますと3分の2になっております。しかし、今この施設を利用している家畜農家の頭数からいいますと、収支計画書にも165頭ぐらいの乳牛の頭数がありますけれども、それは平成17年と比べると大体3分の1ぐらい。そうすると、成分的にそれが直結するかどうかはわかりませんが、両方とも3分の1ぐらい減っているのだというふうに見ますと、私の勝手な推測ですけれども、それほどの成分が当初の計画よりは落ちてないのではないかと。そういう状況であるということだけ報告させていただきます。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 当初8割方が畜ふんであったと。今は3分の1、3分の1であると、これは大きな成分の変化であります。私は農業高校出身ですし、実際家畜のふんを主原料にした堆肥を10数年売ってきた経験もあります。それからみますと、今の状況は明らかに炭素が多過ぎます。窒素が不足し過ぎています。であるから、さっきも言ったように、かえって窒素基が、要は地力を逆に奪ってしまう可能性がこのままでいけばあります。この辺のこともよく考えながら、極めて重要な問題ですから、成分のほうはしっかりと検証した中で商品化を図っていただきたい。以上、申しておきます。

○議 長 26番・若井達男君。

○若井達男君 2点ほどお伺いします。今までの説明の中にありました平成17年3月に南魚沼市で第1号の指定管理がこの有機センターでありました。そして、そのときに今ほど説明がありましたように、その前段は法施行によって堆肥の野積みの禁止、垂れ流しの禁止等

があったわけです。それは個々ではなかなか対応できないということで、旧3町でそれぞれ堆肥センターを、堆肥センターをという極めて大きな要望があったのです。そのときは、今課長から説明があったように、10年前の家畜の頭数、搾乳牛、肥育牛、または養鶏業、そういったところと今の隔たりは大きく出ている。そこで、今回の指定管理期間が、最初で第1号で10年だったのです。それがまたここに10年をやはり計画されたというこの1つもとはどういうところか、ひとつ聞かせてください。

あわせて、この施設運営体制ということで4ページにフロアが出ておりますが、大和・六日町地域の散布状況。今までもいろいろなそれぞれの質問が出てきておりますから、堆肥の散布、あわせて塩沢地域の散布堆肥、これらが現状としてどのように進んでいるか。ひとつお聞かせください。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 指定期間の10年ということでございますが、ある程度今までの実績もありまして、今後安定的に有機という部分で堆肥づくりをきちんとしてもらうということで、今までの期間と同じ部分をスパンとして考えたということでございます。

散布の量については、ちょっとお待ちください、調べてみますので。

○議 長 市長。

○市 長 今、こういうことも出ましたので、ここで15分か20分ほど休憩をいただいて、実はきょう、上越新幹線のダイヤの発表が2時に行われております。事前のものは来ておったのですが案だから公表するなということで、これから正式に発表になる。今やっているところです。ちょっと取材も入りますので、できたらここでちょっとご休憩をいただいて、資料をそろえたりさせていただければと思っているところですが、よろしくご配慮のほどをお願いします。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は2時半といたします。

[午後2時04分]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

[午後2時32分]

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 先ほど、若井議員の質問で保留していた部分がございますので答弁させていただきます。肥料の散布の量ということでございますが、昨年度につきましては、全体で約3,600トンぐらい、そのうち塩沢のほうは140トン程度ぐらい、ちなみに平成24年度、その前の年でありますと4,100トン強で、塩沢のほうが大體240トンぐらいということになっております。以上です。

○議 長 26番・若井達男君。

○若井達男君 指定者の指定期間10年につきましては、部長が1期目にならって畜産業もそうは落ちないだろうという、そういった答弁をいただいております。そしてその後、今私が散布状況はどうですかと聞いたのは、おとといの一般質問ではありませんが、やはり畜産

農家が減少していると。それがこの今の散布数量に合わせても、1年間に500トン減、塩沢においても減だと。それでこの減の中には実際はまだまだ散布をお願いしたいということで、申し込みは出ているのですけれど、収量がついていかないというそういった意見を私は聞いております。

そんなことで、今度は話がかえりますとこの指定期間は——私はJAみなみで悪いということではないのです。これで十分だと思うのですけれども、やはり5年間ぐらいの中で、この畜産農家の状況を把握しながらやっていったほうが、大きなずれが出ない。そういうところではないかというふうに考えておりますが、まずその点についてひとつ、今1点伺います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 確かにそういった考えもあるかと思いますが、先ほど市長のほうの答弁にもありましたように、この指定期間、10年の期間の中で、どういうふうに推移していくのか。市の施策としては当然それが衰退しないようにという方策をとっていく、とりたいというふうに思っておりますけれども、その期間の中で推移をみた上で、抜本的な改正といえますか、見直しということも、先ほど話をしましたけれども、そういったことも考えられなくはありませんけれども、現在としては、現状をきちんと見た中で安定的に有機肥料をつくっていくということで、10年間ということにさせていただきたいというふうに思っております。

○議 長 26番・若井達男君。

○若井達男君 それでは、ぜひとも畜産農家の対応については、長期的ではなく今すぐにも抜本的な方向を示さないことには、各農家、各畜産農家1戸では、とてもこれが対応できる問題ではありません。平成24年度入荷が3円上がったのは、これは今年度の入荷が上がったのです。これもおととい申し上げましたように、チーズ、バターその生乳なのです。牛乳はあるのです。牛乳は生乳から脱脂粉乳でも、ミルクでも、クリームでも入れて量を増やして何とでもなるのです。しかし、その一番のもととなる生乳が、酪農家が減っているからついていかないというようなことなものですから、この有機堆肥は本当に貴重なものです。

しかし、これは一步考え方を変えると、排せつ物でじゃまもの扱いが、リサイクルという使い方によってきちんとした有機堆肥になるということなものですから、私も市のほうへ、「お前方どうこうしろ」私もファーマーだった、デーリイマンだったのです。そんなことなものですから、減少するのではなくて、新たにスタートしたとそういったことがあってこそ、この堆肥センターが継続していくのではないかというふうに思っております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 114 号議案 南魚沼広域有機センターの指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 114 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 9、第 115 号議案 土地改良事業の計画変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、第 115 号議案 土地改良事業の計画変更についてご説明申し上げます。

平成 23 年新潟・福島豪雨による農地災害関連の区画整備事業、3 地区あったわけですが、外谷、吉里、思川の事業計画につきましては、平成 24 年 3 月の議会において議決をいただいたところですが、そのうち外谷地区の事業計画について変更が生じたので、土地改良法第 96 条の 3 第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更の理由の第 1 点は、現況地積の変更となります。当該地区につきましては国土調査事業未実施でございまして、当初計画では地区界測量によって地区全体の面積については把握をすることができましたけれども、地目面積については降雪等の関係によりまして、登記データをそのまま利用して事業採択を受けたところでございます。しかし、山間部の地積につきましては、現況との差異が大きくありますので、市の統合型地理情報システム GIS の図上計測による数値に変更をしたものでございます。

第 2 点は事業費の変更となります。当該地域は急傾斜地であるため切土による湧水の処理ですとか、法尻の土どめ工などの増工が必要になってきております。事業精査によりまして、用排水路及び農道の延長等の変更によるものとなってございます。

添付の変更計画書をご覧ください。朱書きになった部分が変更箇所となっております。6 ページをご覧ください。現況の地積について先ほどの説明のとおり変更を行っております。全体面積がコンマ 1 ほど減っておりますけれども、これは欄外、最下段の説明のとおりでございます。

11 ページをご覧ください。工事の概要になっております。当初計画につきましては事業採択のために机上による計画、これを事業実施による現場精査に伴って延長が変更になったものでございます。ご覧の朱書きのとおりでございます。

14 ページをご覧ください。現況地籍と換地計画をまとめた用途別の予定地積となっております。先ほど冒頭で申し上げました説明の内容が記載されているところでございます。

16 ページ、完了年度が平成 26 年度に繰り越したことによる変更でございます。年度の変更でございます。下段の条項の変更これは錯誤によりまして、朱書きの条項が市の場合のことでありまして、もともとあったものは県営事業の場合の条項になっておりましたので、錯誤ということで今回訂正・変更するものでございます。

17 ページ、費用の概算でございますが、事業精査によって増工による事業費の変更となっ

ております。災害関連事業費で約 3,700 万円の増額となっております。

次の 18 ページには事業ごとの負担割合の変更が記載されております。災害復旧の本災部分と関連事業の基本的な負担率これは変わりませんが、それぞれの事業費が変更になったことによって、合算した場合には朱書きのような変更というふうになるものでございます。

19 ページの第 7 章効用ですが、本事業の農地整備費に要する経費が変更になっていますが、農地整備に要する費用が農地災害復旧限度額を超えないことが条件となっております。これを検証するために記載となっているものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 1 点だけ教えてほしいのですが 6 ページになります。未同意者わずか 0.1 ヘクタールほどであります。これが出てきた理由と伺います。また、これがこの事業を進める上でのどのような影響があったのかどうか。教えていただける範囲でお願いいたします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 ご承知のようにこういった区画整理の場合は、もう同意事項というかは前提であるわけですが、今回につきましては突発的な災害によって関連事業として区画整理を行うということで、ある程度全体の確実な同意をもらった上で進めるという、もうそんな時間的なことはありませんでしたので進んできた。そうした中で、どうしても 0.1 ヘクタールほど同意がいただけなかったということで、これについては災害関連についてはある程度想定をしておりますけれども、だからといってだめだとかということではございませんので、事業を進める上では特段このことによって支障が出たという話は聞いておりません。理由等についてはちょっと私も聞いておりませんので差し控えさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 115 号議案 土地改良事業の計画変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 115 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 10、第 116 号議案 字の変更について（思川地区）及び日程第 11、第 117 号議案 字の変更について（外谷地区）の以上 2 件を一括議題といたします。2 件について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは第 116 及び第 117 号議案につきましてご説明を申し上げます。両議案とも前議案で計画変更をご決定いただきました、農地災害関連区画整備事業の施行地区の換地処分に伴い、字の変更をお願いするものでございます。

最初に第 116 号議案についてご説明を申し上げます。議案の 5 ページをご覧いただきたいと存じます。議案資料といたしまして、字の変更を必要とした理由を添付させていただいているところでございます。農地災害関連区画整備事業、思川地区の換地処分に伴いまして、字を変更し整理させていただくものでございます。

戻っていただきまして議案の 3 ページをご覧いただきたいと存じます。議案のほうで別紙のとおり変更したいという部分の変更調書でございます。表の上段に変更前、変更後というふうに記載がございますが、変更前に記載の箇所につきまして、変更後に記載のように変更させていただきたいものでございます。6 ページをご覧いただきたいと存じます。事業施行箇所の位置図でございまして、塩沢地域の思川地区でございます。7 ページ、8 ページがただいま申し上げました変更調書の変更前、変更後の字の区域図でございます。ご覧いただきたいと存じます。

議案 1 ページに戻っていただきます。このたびの変更の施行日でございます。議案の後段のほうに土地改良法の規定による換地処分の公告のあった翌日から施行をさせていただきたいものでございます。先ほども計画変更のところでも出ました土地改良法の第 96 条の 4、これは土地改良事業そのものがまずは土地改良区が施行するというのを大前提にしております、そのほかに県であり市町村であるというふうな規定がされてあるものでございまして、土地改良区を主としたところに換地処分の公告等の定めがございますので、96 条の 4 というのは土地改良区がした事業についての部分を準用するという規定でございます。それで 54 条第 4 項は完了いたしますと、県知事のほうに報告をいたしまして県知事のほうで公告をするという規定でございます。その公告があった翌日から施行をさせていただきたいものだということでございます。

なお、換地処分につきましては、来年、平成 27 年 3 月を予定しております。第 116 議案につきましての説明は以上でございます。

次に第 117 号議案でございますが、同じく議案の 5 ページをご覧いただきたいと思えます。これも字変更を必要とした理由でございまして、前議案で計画変更いただいた外谷地区の換地処分に伴う字の変更をお願いするものでございます。議案の 3 ページに戻っていただきたいと存じます。これも 116 号議案でご説明したところの別紙の変更調書でございます。変更前、変更後というふうに記載があるところにある部分の地籍地番につきまして、変更後のような形で字の区域を変更させていただきたいものでございます。

それから 6 ページ、7 ページ、8 ページにつきましては、6 ページが事業施行箇所の位置

図、7ページ、8ページが変更調書の変更前、変更後の字の区域図でございます。ご覧をいただきたいと存じます。

議案1ページに戻っていただきます。116号議案でご説明申し上げましたが、施行日につきましての規定でございます。116号議案と同様にさせていただきたいものでございます。なお、換地処分につきましても116号議案、思川地区と同様、来年平成27年の3月を予定しているところでございます。

以上、116号、117号議案の2件につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 2件一括して質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第116号議案 字の変更について（思川地区）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第116号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第117号に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第117号議案 字の変更について（外谷地区）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第117号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第12、第118号議案 字の変更について（四十日新道地区）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは第118号議案につきましてご説明申し上げます。本案も字の変更でございますが、もととなる部分の法規定が異なっておりまして、別に提案させていただくものでございます。先ほどの部分は農地災害関連区画整備事業の施行に伴うものでございませ

て、第 118 号議案につきましては、議案の 5 ページに議案資料として字の変更を必要とした理由に記載がございますので、ご覧をいただきたいかと思います。118 号議案につきましては、市の国土調査事業第 6 計画区四十日新道地区におきまして、利用状況は一画地でありながら字が違ふことによって合筆できない筆の字を整理いたしますとともに、その整理に伴いまして周辺の不整合が出る場合がございます、それを修正するために字の変更をお願いするものでございます。

議案の 3 ページに戻っていただきたいかと思います。これも前 2 議案と同じく変更前、変更後を記載してございますのでご覧をいただければと思います。6 ページから 10 ページが各種図面でございます。6 ページが変更する字区域の位置図、7 ページが総括図、8 ページ、9 ページ、10 ページが総括図に示してございます番号に従いました変更前、変更後を表示させていただいております字区域変更図でございます。ご覧になっていただきたいかと存じます。

議案の 1 ページに戻っていただきます。本案の変更の施行日でございますが、議案本文 2 行目中ほどから記載しておりますように、国道調査法第 19 条第 2 項に規定されております成果の認証の日から施行させていただきたいものでございます。説明は以上でございますがよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 118 号議案 字の変更について（四十日新道地区）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 118 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 13、第 119 号議案 財産の取得についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは第 119 号議案につきましてご説明を申し上げます。本案は先の 9 月定例会、議案番号が第 75 号、一般会計補正予算（第 2 号）で普通財産購入費ということでご決定をいただきました、下薬師堂の公共用地、水無原の公共用地、全 6 筆 1 万 4,261.91 平方メートルを 1 億 6,543 万 3,000 円で南魚沼地域土地開発公社から取得することにつきまして、

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定によりまして、議決事件として契約締結のご同意を賜りたいものでございます。

議案の1ページからご覧をいただきたいと存じます。中ほど記の下からでございますが、1の取得する財産の表示でございます。種別は土地、所在地及び面積は下薬師堂が議案に記載の地番のほか1筆で2,401.01平方メートル、水無原が茗荷沢字上水無原1,033番4のほか4筆で1万1,860.91平方メートルの取得面積計1万4,261.92平方メートルでございます。2の取得価格でございますが、先ほど申し上げました1億6,543万3,000円でございますが、2つの公共用地でございます。下薬師堂で4,138万2,000円、平方メートル当たり直しますと1万7,235円、坪でいいますと5万6,975円ほどになります。水無原の部分でございますが、1億2,405万1,000円、1平米当たりいたしますと1万458円、坪当たりで3万4,572円ほどでございます。3の契約の相手方は記載のとおりでございます。

めくっていただきまして3ページをご覧いただきたいと存じます。先月になりますが、11月21日に締結させていただきました土地売買の仮契約書の写しでございます。失礼、仮契約書の写しでございます。契約締結者の部分をご覧いただきたいと存じます。契約締結権者でございます土地開発公社の理事長に市長がなっておりますことから、民放第108条になりますが、総合代理禁止というのがございまして両方市長という部分がございしますので、その規定に抵触しないように今度は地方自治法第153条第1項に規定されておまして、市長が契約締結権限を持っているのですが、そういった権限を副市長に委任できるという規定に基づきまして、市側は副市長が契約締結権者とするので契約とさせていただいているものでございます。

めくっていただきまして、4ページは仮契約書の別記でございますが、先ほど取得面積のところでも申し上げました下薬師堂、それから水無原の公共用地別の地番それと面積を記載したものでございます。5ページ、6ページは各公共用地の位置図を添付しておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

なお、取得後の処分利用につきましては、現段階では決定しておりません。来年度の魚沼基幹病院の開院それから医療再編に関連しまして、また水無原の部分につきましては大和スマートインターに直接関連するということから24時間化対応、また、新たにネクスコのほうも国土交通省を含めて協議を、来年の基幹病院関連もありまして始めるということ。新たにすけれども継続になるわけですが、状況が変わってまいりましたので、24時間化対応についても対応がまた新たになることが期待できているところでございます。

それと、土地開発公社のほうでも以前から意見がございまして、24時間化対応も含めてあの部分の土地を、高速バスを含めた駐車場利用というご意見もございまして。そういった新たな土地の需要、利用の動向及び状況等を適時把握しながら、適切な処分利用方法を決定してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方からもご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、ご説明申し上げましたがよろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

げます。

○議 長 質疑を行います。16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まず、この1億6,543万3,000円ですか、お伺いしたいのは今示された買い入れというか売買金額ですけれども、当初、土地開発公社がこの土地を求めたときの金額であるのかどうか。また、もう1つは、この間寝かせておいたわけですが、この間に支払った利息はどのくらいになるのか。以上2点を聞かせていただきたい。

○議 長 総務部長。

○総務部長 途中で両方とも売買がありますが、今の面積部分での価格でお話させていただきます。まず下薬師堂でございますが、当時の価格いわゆる用地費ということで言いますと、2,360万円ほどでございます。造成支払利息がほとんどになるんですが、その部分で1,780万円ほどとなります。

それから水無原でございますが、いわゆる買い取った部分の用地費ということで言いますと、8,350万円ほど、ほか管理費これも支払利息が主要な部分を占めるわけでございますが、4,050万円ほどということになっております。以上でございます。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 水無溪谷といいますかこの茗荷沢の部分については、大和スマートインター関係でネクスコへの売買が可能かもしれないという部分でありますけれども、この売買価格云々というのは今からどうだこうだということは言えないと思いますが、今示された水無のほうですと1億2,405万円でありましょか。これを基本として売買交渉をするというような話になるのかどうかお聞きしたい。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ちょっと私の説明があれだったかもしれません。ネクスコと協議をしている部分というのは、今のスマートインターの24時間化それが出ますと、そこを利用する部分は、ネクスコというよりも例えば運送会社であったり、あとは地域、市として基幹病院も含めて駐車場利用とかの部分でございます。ただ、売買の処分という部分では、今買い上げた価格を基本に対応していきたいと考えております。以上でございます。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 買い戻しということが市長の公約というか考え方だったようで、その一環だと私は思うんですが、要するに売れ先は未定ということです。今ほどの説明にありましたように、市は今度は一般財産でありますので、可能な限り市民が利用できる。売り払いのみでなく特にインター周辺の問題ですが、今ほど駐車場の話もありましたけれども、現在の小出のインター、あるいは六日町インターを考えても非常に駐車スペースというのが必要な状況のようであります。ぜひ、そういった検討をきちっとしておいて、むやみに売り払うという形ではないようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市長 契約上、買い取り者が岡村 聡になっておりますので、岡村 聡に全権委任をしましたから、副市長のほうで答弁いたします。

○議長 副市長。

○副市長 先ほど総務部長がお話し申し上げましたが、私もあそこが一番駐車場であればいいなと思っている一人であります。これは予算がついてまいりますので、また市長と協議したいと思えますし、それにできれば東京までのバス停をあそこにつくって、基幹病院の中で一緒にしたいという思いは私にはありますが、また予算の中で考えていきたいと思えます。以上でございます。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議長 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議長 長 採決いたします。第 119 号議案 財産の取得については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 119 号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 長 日程第 14、第 120 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。地方自治法第 117 条の規定によって、山田 勝君の退場を求めます。

〔山田 勝君、退場〕

○議長 長 本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 第 120 号議案につきまして提案理由を申し上げます。現在、人権擁護委員であります行方幸恵氏は、平成 27 年 3 月 31 日をもって任期満了となるところであります。つきましては、引き続き同氏を人権擁護委員の候補者として人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、法務大臣に推薦するに当たりまして議会のご意見をお伺いするものであります。

行方氏は 1 期 3 年間、人権擁護委員としてご活躍されてきた方でありまして、人格識見ともに申し分のない方であります。なお、任期は平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 3 年間となります。よろしくご審議の上、ご意見賜りますようお願い申し上げます。(何事か叫ぶ者あり)

失礼しました。「ゆきえ」様でなくて「さちえ」様です。訂正いたします。以上であります。が、よろしくようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いましたがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決は起立により行います。第 120 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 120 号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 山田 勝君の入場を許します。

〔山田 勝君、入場〕

○議 長 日程第 15、第 121 号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 121 号議案につきまして提案理由を申し上げます。現在、南魚沼市教育委員会委員であります、今井晶子氏は平成 26 年 12 月 24 日、この 24 日をもって任期満了となります。つきましては、引き続き同氏を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定によりまして、議会の同意を求めるものであります。

ご承知のように今井氏は平成 18 年 12 月 25 日に教育委員に任命されて以来、信頼も厚く精力的にご活躍なさっており、教育委員会委員に最適任であると考えているところであります。なお、任期は平成 26 年 12 月 25 日から平成 30 年 12 月 24 日までの 4 年間となります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いましたがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決は起立により行います。

採決いたします。第 121 号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命について、本案は原案の

とおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 121 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 日程第 16、発議第 8 号 「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 発議第 8 号 「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書の提出理由を説明させていただきます。この法律は昨年 12 月 6 日に成立しました。昨年の 12 月議会でありますけれども、この法律は当時は案でありましたが、非常に曖昧であるという部分で、まだまだ成立にするには早いということで、廃止を求めるという意見書の提出者として意見書の提出を申し上げたところであります。

その後であります、平成 26 年ことしの 7 月 24 日からこの法律の施行令及び運用基準、別表等の案が示され、パブリックコメントがなされ、全国から 2 万を超える意見が出された。それを受けてこの 12 月 10 日でありますけれども、施行ということになったことは、議員各位もご存じのことと思います。

私はこの法律そのものについては、特に懸念をしているというところがあって、昨年も廃止を求めるという意見書を出したわけでありまして。1 つには秘密の範囲が広範であってかつ不明確である。さらにはこの秘密の指定や指定の期間、それから指定の解除の適正さを担保する第三者機関によるチェックがどうなのか心配である。そして秘密を漏らした、あるいは取得しようとした、そういう行為に対して非常に重い罰則を科すということは、国民の知る権利を侵害する危険性が高いのではないかと。さらにはこの秘密を取り扱うといわれている適正者に対する適正評価でありますけれども、このことがプライバシーの侵害になるのではないかと。思想信条による差別の危険性が生じるのではないかと。そういう危惧を持っておったわけでありまして。

そして、今回のパブリックコメント施行令及び運用基準その別表には、非常に期待をしておりました。明確にここまでは秘密にする、しかしここは違う、第三者のチェックもこういう厳しいきちんとしたものである、というような部分が行われるものであろうというふうに期待をしておったものでありましたが、残念ながら昨年度の心配が解消されないまま、この 12 月 10 日に施行されたということでありました。

新聞やあるいは放送界からもこのことについて非常に懸念を示すという意見が多く出ているわけでありました。また、地方議会でありますけれども、議会人の一人としてこういうものに対して調査をしたい、調べたいといったときに、知らないうちに法律を犯しているというそういう危険性が非常にあるのだということが実感をされたわけでありました。

私は国家安全保障上、秘密にするべき情報は、それは多分皆さんと同じであります。しかしながら、国民には政府の情報を知る権利がある、これは大原則でありました。防衛計画や兵器開発、諜報機関など限定した情報のみ非公開とすることができると、い

いわゆるツワネ原則でありますけれども、この原則にのっとったような法律にしなければ、議員としても知る権利としてどうなのかという部分について、非常に心配をしているわけであります。

したがって、国に対してはもう一度そのところをよくお考えをいただきまして、間違いのないような法律にするという意味で、一旦この法律を廃止して、さらに国民的議論を巻き起こしていただきまして、きちんとした国家安全保障上必要と思われるような法律を制定していただきたい。そういう思いでこの意見書を提出したいのであります。

説明を終わります。

○議長 長 質疑を行います。22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 過去に提出者は、例えば人権保護法案とかそこについては多分賛成でしたよね。私が聞いていて思うのは、人権保護条例に反対だったらいろいろな意味がありますけれども、今ほど提出者が言ったことの真逆だと思うのです。人権保護条例の場合はつくってくれ、その第三者機関が誰になるかわからないけれども、例えば人権委員が推薦された場合に、ちょっと誰がやるかはわからないのにつくってくれと言う。けれども、今回の場合は国がこういうふうに基本的に国防に対してということの中でこれを廃止してくれとか。人権保護条例のほうがよっぽど私は曖昧だと思うのです。それとこれのちょっと関係はないかもしれないですけども、こういう特定保護とかいろいろな考え方に関して、どういうふうに思っているのか聞いてみたいなという思いがあるのですが。

○議長 長 寺口友彦君。

○寺口友彦君 ただいまのご質問でありますけれども、特定秘密という部分であります、先ほども申しました。いわゆる防衛計画それから兵器開発、諜報機関など限定した情報のみを非公開にするものであろうというふうに思っております。この部分がこの法律に明確に記されているかという、私はそうではないと思っているということでもあります。

○議長 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 今、連日のように世界ではテロとの戦いが行われている。それは議員もご承知だと思います。本当に無残な報道がされているのはおわかりだと思うのですが、やはり国の安全というか命を守る、財産を守るというのは、本当に基本中の基本であるというふうに私は思っております。その中で例えば、日本は今そういう法整備がされていないということ、そういう部分をどのようにお考えになっておられますでしょうか。

それと、例えば今、日本がこうやって発令されました。それを一旦もしやめたとなれば、世界からどのように見られるというふうに発言者は思っておられますでしょうか。お聞かせいただきたいと思っております。

○議長 長 提出者。

○寺口友彦君 ただいまのご質問でありますけれども、先ほどの同僚議員からの説明でも申しました。テロ行為を取り締まる法律、これは必要であるというふうに私は思っております。しかしながら、その法律の中身をよく見たときに、どこまで国民がその秘密という部分

を知ることができるのだろうか。30年後になればつぶれて後悔をするという部分もありました。しかしながら、30年後ですよ、内閣がこれは秘密にしておくべきだというふうに判断をした場合には、またさらに延長をされるというわけですから、いったいじゃあ何が秘密だったのかという部分がわからないまま、テロ行為に対するそういう法律整備ですか、ありますよね。情報収集ですけれども、これはきちんとできるのだろうかというふうな思いがあります。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 日本が今そういうふうな場合、世界からどのように見られるというふうに議員は思っておられるかということをお聞かせいただきたいと思っております。

先ほど、ちょっとそこの中で、私は特殊秘密というのが、発案者もご承知のとおり4つに絞られている、明確にここは言っているわけでありまして。防衛と外交とスパイ防止とテロ防止、そういう部分に明確にきちんと4つを言った中で、一般的に私たちに影響する部分というものは、多分ないかと思えます。

その中で30年というのがございました。これを延ばす場合は、最長60年というふうになっておりますけれども、これは国立公文書館のほうにきちんと記し、またそれをその前にかけるなければいけないという。そしてそれをチェックするそういう監視部分も今しています。それに関しては確かに知る権利と守る部分といろいろありますけれども、その部分というものをもう一度、今こういう現状であるときに、本当にそれでいいのだろうか。やはり一歩でも前へ進めなければいけないんじゃないかというふうに私は考える一人ですけれども、その点についてお聞かせいただきたいと思えます。

○議 長 提出者。

○寺口友彦君 答弁漏れとか説明漏れがありましたことを陳謝申し上げます。こういう法律がないということに対して、日本が世界からどう見られるかという部分でありました。安全保障上の法律といいますか、この情報を秘密にする、保全をするという法律に対しては、ある程度私も必要だというふうに思っております。今、施行されたこの特定秘密保護に関する法律、このことが世界からどう見られるのかということでもありますけれども、先ほど若干話をさせていただきましたが、国家安全保障と情報への権利に関する国際原則、いわゆるツワネ原則というものであります。これに照らしてみるときに、日本としてそこまでやるのか。あるいは、こんな曖昧な部分でもって決めてやって、本当に保護条例といえるのか。それは一番大きな部分は、国家の法律というものは、全て国民の共有財産であるという部分であります。この部分をこれほどまでにしばっていて、果たして日本はそれでいいのかなという部分が私はあると思っております。

どういう部分かということもございましたけれども、例えば運用基準の別表第1号、防衛に関する事項イのa（b）自衛隊の情報収集・警戒監視活動これが定められております。自衛隊の情報保全隊による国民監視活動これも含まれるのでありましょう。しかしながら、この活動に対しては仙台地裁で平成24年3月26日の判決、判例事法2149号の99項において

人格権を侵害し違法であるという判決も出ているわけであります。そうすると、もう少し法律的に整備をした形で、きちんとした形でやるべきではないのかと思っております。

多分、中沢議員とは思いは同じだと思いますよ。やっぱりもっときちんとした明確な形でやると。特にこの国家の情報に対する国民の共有財産であるという部分をどう担保するのかということが、私は大きく抜けているというふうに思っております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。3番・田村眞一君。

○田村眞一君 私はただいま発議第8号「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書について、賛成の立場で討論に参加をいたします。

ただいま提出者の言われたとおり、国民多数の反対の声を無視して安倍政権が強行した秘密保護法案が、この12月10日に施行されました。これによって外務省、防衛省、秘密指定は、6万件を超える特定秘密の指定や秘密を扱う公務員や民間業者への適正評価が始まろうとしています。時をして12月10日の夜に官邸前では、10代、20代の若者たちが音楽に合わせて自由を守れ、憲法を守れ、特定秘密保護法反対のコールを響かせました。首都圏の大学生でつくる特定秘密保護法に反対する学生有志の会の緊急行動であります。高校生や大学生など未来の若者たちが次々に加わって、1,000人に膨れ上がったそうであります。次々にマイクで自分の考えを表明したそうです。

ある学生は、民主主義が終わっているとある人は言いました。それに対して言えることはただ1つだけ。終わっているなら始めるぞということだ。デモクラシーは僕らの側にこそある。時の権力者がその時々で勝手に発動できるものでは決してない。僕たちには力がある。こうした力強い若者たちが、官邸を包囲したわけであります。

パブリックコメントへの応募は2万4,000件近くに上り、今回の意見書で触れている部分のほとんどが本質的な問題を指摘して、廃止、見直しを求めるばかりであったわけでありませぬ。議論は全く乾いていないわけでありませぬ。国民は依然この秘密保護法を認めておりませぬ。

こうした中で政府は、国民反対の声に押されて、チェック機能である新しい監視機関の設置を表明せざるを得なくなりました。しかし、出てきたものは保全監視委員会と独立公文書管理監というものですが、これは行政機関が安全保障に著しい支障を及ぼす恐れがあると判断すれば、特定秘密の提出は拒否できるという第三者機関、チェック機関とはほど遠い現状であります。

皆さん、こういう状況の中で多くの皆さんが声を上げております。吉永小百合さんら多くの映画人が名前を連ねた映画人の会の声明が、私は非常に重く受け止めなければならないということでご紹介したいと思っております。「秘密が拡大される日本ではなくて、情報公開によって

民主主義が生きる日本であることを願っている」皆さん、この思いをぜひ共有してほしいと思っております。ぜひ、皆さんのご賛同を心からお願い申し上げます。以上で討論にいたします。よろしくお願いいたします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第8号「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と叫ぶ者あり〕

反対の声がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数。よって、発議第8号は否決されました。

○議 長 日程第17、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。議会運営委員長から所掌事務について、各常任委員長から所管事務について、それぞれ会議規則第111条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査について申出があります。

○議 長 お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議 長 以上で本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって平成26年12月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。長い間、ご苦勞さまでした。

〔午後3時38分〕